



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	裁判所書記官制度の再構築について：民事訴訟手続のIT化を契機として
Author(s)	板倉，千春
Citation	北大法政ジャーナル，32，1-32
Issue Date	2025-12-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98586
Type	departmental bulletin paper
File Information	HouseiJournal_32_Itakura.pdf



裁判所書記官制度の再構築について —民事訴訟手続のIT化を契機として—

いた くら ち はる
板 倉 千 春

目 次

第1章 はじめに	3
第1節 研究の目的及び対象	3
第2節 本稿の構成	3
第2章 裁判所書記官の職務内容の整理及び民事訴訟手続のIT化について	4
第1節 本章の目的	4
第2節 裁判所法60条と裁判所書記官の職務内容	4
第3節 民事訴訟手続のIT化の概要及び民事訴訟手続のIT化が裁判所書記官の職務に与える影響	9
第4節 小括	15
第3章 裁判所書記官制度の歴史と新官職の創設について	16
第1節 本章の目的	16
第2節 歴史の回顧	16
第3節 新官職創設の必要性	21
第4節 小括	22
第4章 新官職の職務内容及び民事立会部における人的体制について	22
第1節 本章の目的	22
第2節 新官職及び裁判所書記官の職務内容	23
第3節 民事立会部における人的体制のイメージ	26
第4節 小括	27
第5章 結語	27

第1章 はじめに

第1節 研究の目的及び対象

近年、裁判所書記官の職務内容は多岐にわたっている。その中には、高度な法的知識及び技能を要しない、いわゆる雑務と思われるような事務も一定程度含まれている。本来、裁判所書記官には、裁判官の右腕として、訴訟の進行管理、記録の作成、争点整理手続への関与、判決点検など、法的知識及び技能を活かすことのできる役割、すなわち審理手続への実質的関与が期待されている。

しかし現実には、公務員の働き方改革の影響も相まって、広範かつ膨大な事務作業をいかに迅速かつ正確に処理するかが重視される傾向にあり、裁判所書記官が審理手続に十分関与できていないのではないかと懸念がある。日々、事務的な作業に追われ、争点整理手続への関与、記録の精読、判決点検などには十分な時間を割くことができないという裁判所書記官は少なくないだろう。優秀な裁判所書記官がその能力を十分に発揮できていない状況は、裁判所にとっても大きな損失である。

令和4年の民事訴訟法改正により、民事訴訟手続のIT化が進められることとなった。これにより、裁判所書記官の職務内容は大きく変化することが予想される。すなわち、IT化によって、現在裁判所書記官が担っている多くの業務が合理化・省力化されることが見込まれている。実際に民事訴訟手続のIT化によって業務量が減少し、裁判所書記官に余力が生まれるとすれば、裁判所書記官は、これまで十分に遂行することのできなかった職務に注力することができるようになるのではないかと。

かねてより裁判所書記官の審理手続への実質的関与の度合いが不十分なのではないかという問題意識を抱いていたところ、今般のIT化を契機に、裁判所書記官の職務内容を改めて整理し、その制度の在り方を検討したいと考えるに至った。

そこで本稿では、裁判所書記官とは別に新たな官職を創設することを提言したい。具体的には、

裁判所書記官の中から特に優秀で意欲のある者を選抜し、より専門性の高い職務に従事させる新官職を設けることができないかを検討する。

なお、裁判所書記官は、民事訴訟手続に限らず、刑事訴訟手続、破産・再生手続、民事執行手続、家事事件などの多様な業務を担当しているが、本稿では特に民事訴訟手続を担当する裁判所書記官に焦点を当てる。その理由は主に次の二点である。

第一の理由は、筆者の経歴によるものである。筆者は約20年間、裁判所職員（裁判所事務官、裁判所書記官）として勤務し、主に民事訴訟、民事調停、民事訟廷の職務を担当した。前述の問題意識は、長年にわたる民事訴訟手続の実務経験を通じて生まれたものである。

第二に、民事訴訟手続は、IT化の影響を最も強く受ける分野であると考えからである。現在、刑事訴訟手続、破産・再生手続、民事執行手続、家事事件についてもIT化の議論が進められている¹が、特に民事訴訟手続においては、業務の大幅な合理化・省力化が期待され、業務量の縮小が見込まれる。そして、IT化によって生じる余力を活用して新たな官職を創設することができれば、民事訴訟の質の向上や、適正かつ迅速な裁判の実現につながる可能性があると考えている。

以上のような観点から、本稿では、民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官に注目して、これからの職務の在り方や制度について検討することとしたい。

第2節 本稿の構成

本稿は、以下の構成で論じる。

第2章では裁判所書記官の設置根拠である裁判所法60条を概観し、本稿のテーマである民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の具体的な職務内容を確認する。加えて、今般の民事訴訟手続のIT化の概要を紹介し、それらが裁判所書記官の職務に与える影響について個別具体的に検討を行う。

ここで裁判所書記官の職務内容の詳細を確認する意図は、現在、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官が担っている職務が、IT化によってどの

程度合理化・省力化されるのかを説得的に論じることにある。したがって、本稿では、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官が日常的に遂行している具体的な職務内容を紹介した上で、それらが、民事訴訟手続のIT化によってどのような影響を受け、どう変化していくのかを個別的に検討し、その結果として、裁判所書記官の職務の総量が一定程度減少することを明らかにしたいと考えている。

次に、第3章では「裁判所書記官」という官職の創設前後から、平成8年の民事訴訟法の大改正に至るまでの制度の変遷を振り返る。さらに、この歴史を通じて、裁判所書記官制度が創設された趣旨や目的を明らかにし、裁判所書記官が本来期待されてきた役割を十分に果たすことができていない現状にあることにも言及する。そして、裁判所書記官が本来の役割を十分に果たすことのできる職務環境を整える方策としての裁判所書記官制度の再構築、すなわち裁判所書記官の上位職として新たな官職を創設することの必要性について論じることとしたい。

第4章では、民事訴訟手続のIT化によって裁判所書記官には余力が生まれるということ、そして裁判所書記官制度が創設された目的やその歴史からみても、本稿が提案する裁判所書記官制度の再構築は許容され得ることを前提に、新たな官職が創設された場合の、新官職の役割や想定される職務分担について具体的に論じる。さらに、新官職を創設した場合における民事立会部²の人的体制についても検討を加えていきたい。

第2章 裁判所書記官の職務内容の整理及び民事訴訟手続のIT化について

第1節 本章の目的

本章の目的は、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の現行の職務内容を整理し、民事訴訟手続のIT化によって、これらの職務がどのように変化していくのかを明らかにすることである。

第2節では、裁判所書記官の設置根拠である裁

判所法60条を概観するとともに、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官が担っている具体的な職務内容を紹介する。ここでは、裁判所書記官の職務内容を詳細に論じているが、これは第3節においてIT化による職務への影響を論じるにあたり、読者の具体的なイメージを助けるためのものである。すなわち、裁判所書記官の職務には、有資格者たる裁判所書記官でなくとも処理が可能な、単なる事務作業とも思えるような職務が多数存在しており、そのような職務の多くがIT化によって合理化される可能性が高いということをお伝えしたいという趣旨である。

続く第3節では、民事訴訟手続のIT化の概要を紹介したうえで、それにより裁判所書記官が現在担っている職務がどのような影響を受けるのかを個別具体的に検討する。そして、第2節で詳述した裁判所書記官の具体的な職務が、どの程度合理化・省力化されるのかを明らかにしていきたい。

第2節 裁判所法60条と裁判所書記官の職務内容

1 はじめに

本節では、裁判所書記官の設置根拠である裁判所法60条を概観し、特に民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の主たる役割とその具体的な職務内容を確認する。

裁判所法60条は、裁判所書記官一般について定めた規定であり、1項では各裁判所に裁判所書記官を置く旨を、2項及び3項では裁判所書記官の職務内容を、4項では裁判官の裁判所書記官に対する指揮命令権を、5項では調書等の作成・変更にかかる裁判所書記官の一定の独立性、すなわち裁判所書記官による自己の意見の付記について定めている。

そして、裁判所法60条2項及び3項が規定する裁判所書記官の職務内容は大きく分けて3つである。一つ目は公証官としての役割、二つ目は各手続法に定められた職務（以下「手続法規定事務」という。）を行う役割、三つ目は裁判官の補佐官としての役割である。

以下では、まず裁判所書記官に与えられた、こ

の3つの役割について述べ、その後、裁判官の裁判所書記官に対する指揮命令権、裁判所書記官による自己の意見の付記の順に記述する。そして、裁判所書記官の3つの役割を論じる中で、特に民事訴訟手続を担当する裁判所書記官が担っている具体的な職務内容を紹介することとしたい。ただし、ここで紹介する裁判所書記官の職務内容は、地方裁判所における第一審訴訟手続であることを前提としている。

なお、裁判所書記官の役割ないし職務は上記の3つに限られるものではなく、裁判所の裁判の作用に関する事務であって、裁判官その他の職員の固有の職務権限に属する以外の事項も、裁判所書記官の職務に含まれると解すべきであるとされている³。

例えば、法律の規定はないものの民事訴訟手続における進行管理の一つとして、裁判所書記官は準備書面や書証の提出管理を行っている。準備書面等の提出管理は、期日の空転を防ぐという意味において、裁判所書記官の重要な職務の一つとなっている。

また、同様に法律上の根拠は見当たらないものの、裁判所書記官がその職務として行っている判決点検についても、判決は、それまでの訴訟手続の成果として裁判所が対外的に示すものであり、その手続過程に関与した裁判所書記官としても関心を持ち、遺漏がなくより良い判決が形成されるように関与すべきものとされている⁴。

すなわち、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官は裁判所法60条に規定される職務に加え、裁判の作用全般に関する幅広い職務を担っているといえることができる。

2 裁判所書記官に与えられた3つの役割

(1) 公証官としての役割

裁判所書記官の職務に属する事項の一つ目は「裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管」（裁判所法60条2項前段）である。このうち「事件に関する記録その他の書類の作成」は公証官としての役割であり、裁判所書記官固有の職務といえることができる。そして、裁判所書記官が

作成すべき記録その他の書類のうち、もっとも重要なものは、民事事件における口頭弁論調書（民訴160条）、刑事事件における公判調書（刑訴48条）、その他の調書である。一般に、調書は、手続の経過及びその要領を公証するために作成される公の証明文書であるが、このように手続に関する公の証明文書の作成を裁判官以外の職員の職務権限としたのは、これにより、手続の適法、公正を確保し、当事者その他の関係人の信頼を維持しようとしたものであって、そのため、この職務との関係においては、後述のとおり、裁判所書記官には、ある程度の独立性が与えられると説明されている⁵。

なお、裁判所法60条2項前段は、裁判所の事件に関する記録の「保管」についても裁判所書記官の職務と定めている。訴訟事件記録は、事件の全貌を明らかにするものであり、事件の処理上極めて重要なものであることから、その保管は裁判所書記官の重要な職務の一つであるといえることができる⁶。

公証事務は、上述のとおり裁判所法60条2項前段に定められている裁判所書記官の職務の一つであり、民事訴訟手続においては口頭弁論等の期日調書の作成（民訴160条）、訴訟記録の正本・謄本・抄本の交付、訴訟に関する事項の証明書の交付（民訴91条3項）がこれに該当する。

このうち口頭弁論等の期日調書の作成は、裁判所書記官の職務の中でも最も重要な職務の一つであるといえることができる。なぜなら、口頭弁論の方式に関する規定を遵守したことは調書によってのみ証明することができ、ほかの証拠によって証明することはできないからである（民訴160条3項）。

調書の作成については、後述のとおり、裁判所書記官は裁判官の指揮命令に服することから（裁判所法60条4項参照）、調書の記載内容について裁判長（単独体または簡易裁判所にあつては裁判官）から訂正・変更その他の命令を受けたときは、その命令に従わなければならないが、裁判所書記官は調書の作成につき固有の権限を有し、かつ公正を担保する趣旨から、裁判長（裁判官）の命令が

正当でないと認めたときは、例えば、「命令によって証人の供述の内容を上記（本文）のように記載したが、自己の聞いたところによればこうである」というように、末尾か欄外に、具体的に命令の正当でない理由を自己の意見として書き添えることができる（同条5項）⁷。このことから、裁判所書記官は裁判官からも独立した手続の公証役という重要な役割を果たしているといえよう。

ちなみに、尋問調書の形式について、現在の民事訴訟実務においては速記録もしくは録音反訳方式による反訳書を添付する方式が主流であり、裁判所書記官が要領調書を作成するケースはほとんどないのではないかとと思われる。証人等の陳述の記録化の方法としては、一般に要領調書が望ましいものと逐語調書が望ましいものの区別が重要であるとされており⁸、裁判所書記官を養成する裁判所職員総合研修所のカリキュラムでは、現在も要領調書の作成にかかる講義や実習等が実施されていると聞いているが、実務においては、証人等が述べたとおりに、逐語的に記録化してほしいという当事者ないし訴訟代理人弁護士のニーズがあることから、速記録もしくは反訳書の作成が困難な事情がない限り、逐語調書のかたちで記録化を行っているのが実情ではないかとと思われる。

加えて、ここでは争点整理手続の期日の立会及び調書作成の現状についても簡単に紹介することとしたい。

争点整理手続の期日は、主として弁論準備手続期日であるが、これに関しては全国的に選別立会⁹が行われており、裁判所書記官が期日に立ち会っていないことも多いのではないかとと思われる。選別立会について、どの期日に裁判所書記官が立ち会うか、あるいは立ち会わないかの取捨選択は、主に担当裁判官が行っていると思われるが、例えば、単に準備書面の陳述と書証の提出で終わるような期日や和解の条件を詰めるだけの期日については立会不要とされ、他方、弁論準備手続を終結する予定の期日や協議も終盤で和解が成立しそうな期日には立会を求められることが多い。ちなみに、筆者の経験上、裁判所書記官が期日に立ち会

わなかった場合には、裁判所書記官は、裁判官からの口授もしくは裁判官が作成した期日メモ等に基づき期日調書を作成しているというのが実情である。このような運用は、裁判所書記官の公証官としての職務の重要性に鑑みて、果たして相当といえるのか、一考の余地があるといえるだろう。

最後に、調書作成の前提となる裁判所書記官の職務についても触れておくこととしたい。例えば、審理の経過において和解協議が行われることとなった場合には、裁判所書記官は、当事者等から提示された和解条項案の内容に問題がないかを確認し、必要に応じて裁判官と協議を行う。また、和解協議中は、条件等の調整のため、期日外で当事者双方に対する電話連絡や和解条項案の送付を行うケースも多い。最終的に和解が成立する場面では、裁判所書記官は期日に立ち会って和解条項の内容を確認し、和解調書を作成することとなる。

(2) 手続法規定事務を行う役割

裁判所書記官の職務に属する事項の二つ目は「他の法律において定める事務」（裁所60条2項後段）であり、ここにいう「他の法律」とは民事訴訟法、刑事訴訟法、民事執行法等の手続法のことである。これらも、裁判所書記官固有の職務といえることができる。

民事訴訟手続の場合、民事訴訟法に明文規定のある裁判所書記官の職務には、訴訟費用額の確定手続（民訴71条）、訴訟記録の閲覧・謄写の許可（民訴91条）、送達に関する事務（民訴98条）などがある。

訴訟費用額の確定手続は、訴訟事件が完結した後に当事者からの申立てにより裁判所書記官が行うものである。統計資料が公表されていないため正確な申立件数等は不明であるが、筆者の個人的な感覚では、訴訟費用額確定処分の申立てが行われることはまれであり、この処分を行った経験はほとんどないという裁判所書記官も相当数いるのではないかとと思われる。

訴訟記録の閲覧・謄写等の許可については、日常的に行われている職務であるが、当事者等が閲覧・謄写を希望する対象部分を当該訴訟事件記録

から分離してファイリングし、閲覧及び謄写のための部屋まで記録を運搬するなど一定の作業が必要となる。1件の申請であればそれほどでもないが、一日に複数件の申請が行われるような場合には、その都度、裁判所書記官が作業の手を止めて対応する必要があり、手間のかかる職務の一つであるといえる。

送達事務は、民事訴訟手続のあらゆる段階において行われる職務である。通常は、被告に対する訴状等の送達、第一審の手続における最初の送達となるが、裁判所書記官は、その後の手続においても、必要に応じて当事者等に対する送達を実施する。例えば、判決言渡後、裁判所書記官は裁判官から判決原本を受領し、判決正本を作成して当事者双方に送達することとされている¹⁰（民訴規則158条、民訴255条）。送達事務において、裁判所書記官には、民事訴訟法の規定に基づいて適切な送達方法を選択し、当該送達を実施するための要件が充足しているかどうかを的確に判断することが求められる。

民事訴訟法に規定されている裁判所書記官の職務は上記のとおりであるが、民事訴訟規則には、訴状の補正にかかる事務（民訴規則56条参照）、当事者等に対する参考事項の聴取（民訴規則61条参照）、期日外釈明にかかる事務（民訴規則63条1項参照）、文書送付嘱託・調査嘱託にかかる事務（民訴規則31条2項参照）、上訴がされた場合の事務処理（民訴規則174条参照）等が裁判所書記官の職務として規定されている。以下では、これらの職務についても簡単に説明を加える。

訴状審査について、訴訟要件の審査権は裁判所にあるが（民訴140条等）、このうち、訴え提起の方式に関する訴状審査権は裁判長にある（民訴137条）。裁判所書記官は、この裁判所または裁判長を補佐する者として、訴状の記載事項やその内容を調査し（訴状審査）、不備等がある場合にその補正を促すなどの職務を行う（民訴規則56条）。なお、これは筆者の個人的な感想になるが、訴状審査の質や精度については、裁判所書記官ごとにかなりの差があると思われる。もちろん、担当裁

判官の方針も影響するところではあるが、訴訟物についての要件事実や民事訴訟規則53条所定の記載事項が充足しているかどうかを十分に確認するタイプの裁判所書記官もいれば、審査の対象を管轄や訴訟物の価額の正否、手数料納付の有無等、訴状の形式的な部分にとどめ、内容に関しては裁判官の指示を待つというタイプの裁判所書記官もいる。

訴状審査が完了した後、裁判所書記官は必要に応じて原告ないし原告代理人から参考事項の聴取を行う（民訴規則61条参照）。その後、裁判長による第1回口頭弁論期日の指定がされた場合には、原告に対する呼出手続及び被告に対する訴状等及び口頭弁論期日呼出状の送達を実施する（民訴138条、139条参照）。

訴訟係属後、口頭弁論期日前に必要ながあれば、被告に対して参考事項の聴取等を行う（民訴規則61条参照）。なお、この時点で移送申立や訴え却下申立等の本案前の抗弁がなされていないか、答弁書に請求を認諾する旨の記載がないかどうか等についても確認を行う必要がある。

審理の経過において、裁判長により当事者に対する期日外釈明を行う旨を命じられた場合には、裁判所書記官は、当該当事者に対し、書面を送付する等の方法により釈明を求める（民訴規則63条1項参照）。なお、釈明事項の内容に関する問合せ等、当事者や訴訟代理人とのやりとりは、基本的に裁判所書記官が窓口となって行っている。

文書送付嘱託及び調査嘱託については、近年、交通事故訴訟における文書送付嘱託の申立が非常に多く、裁判所書記官は嘱託手続¹¹に多くの時間を割いている。交通事故の被害者は、その受傷内容によって異なるが、複数の医療機関を受診しているケースも少なくないことから、一つの事案で5箇所以上の医療機関に文書送付嘱託を行うことも珍しくない。なお、文書送付嘱託及び調査嘱託にかかる手続は、どちらかというと単純な事務処理の色彩が強い職務の一つであるということができる。

終局判決に対して当事者から控訴がされた場合

には、次のような事務処理を行う。裁判所書記官は控訴状の必要的記載事項（民訴286条2項）の有無やその記載内容を確認するとともに、訴訟事件記録の整理を行う。控訴状を受理した第一審裁判所は、控訴状の形式的事項を審査し、控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、決定で、控訴を却下しなければならない（民訴287条1項）。この、控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、①控訴期間経過後に提起された控訴、②第一審において全部勝訴した当事者のした控訴等が考えられる¹²。これらの事由がない限り、第一審の裁判所書記官は、遅滞なく、控訴裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならないとされている（民訴規則174条）。

(3) 補佐官としての役割

裁判所書記官の職務に属する事項の三つ目は「裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査の補助」（裁所60条3項）である。なお、現状は、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官のうち、この補佐官としての役割を果たしている者は、ほとんど存在しないのではないと思われる¹³。以下では、補佐官としての役割について、一般に説明されている内容を記述する。

法令及び判例その他必要な事項の「調査」とは、これらの事項について資料を収集し、それらを裁判官が利用しやすいような形に整理することをいう。さらに、一定の事実に対する法令等の適用の結果を明らかにすることも、それが比較的客観性を有するものであれば、調査の範囲に含まれると考えられる。もとより、裁判所書記官の調査は、事件そのものに対する判断まで含むものではなく、それが裁判官の職務であることはいうまでもないが、一定の法令、判例等を、一定の事実に適用した場合、論理的にいかなる結果となるかの関連を整理、指摘することであれば、それが客観性のある限り、調査の範囲と解しうる¹⁴。

裁判所法は57条で「裁判所調査官」という官職を設置して、上記の調査を行わせているところ

あるが、裁判所調査官の数は極めて限られており、現実には特定の裁判所にのみ配置されているにすぎない¹⁵。そして、これらの事項の調査は、通常の事件についていえば、必ずしも、調査事務を固有権限とする官職をもって処理させなければならないほどの複雑さや調査量があるわけではない。そこで、裁判所書記官に、裁判官の行う法令及び判例の調査その他必要な事項の調査の補助という職務が与えられることとなった。

3 裁判官の指揮命令権

裁判所書記官が行う職務については「裁判官の命令に従う」とされている（裁所60条4項）。この趣旨は、裁判所書記官は、裁判の作用の系列に属する職域に配置される職員であり、その職務は、原則として、裁判に関する事項、すなわち、受訴裁判所の手続に関する事務またはこれと密接に関連する事務の処理である。したがって、裁判所書記官がその職務を行うについては、裁判官の命令に従うべきものとされた。

ただし、「裁判所書記官が当事者の申立等に基づいて、ある独立した手続を主宰する場合（例えば執行力ある正本や各種の証明書を付与する場合等）には、一応（各種の異議の申立による是正は別として）、独立の判断をもって職務を執行することができ、…処理の実質について裁判官が命令をすることはできない。」と解されており¹⁶、裁判所書記官は、この点については、職務上の独立性を有するといえることができる。

例えば、送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱うものとされているが（民訴98条2項）、送達は訴訟手続の過程において行うべき事項であり、その実施については裁判官の命令に従うこととなる。もっとも、その処理の内容については、裁判所書記官が一応独立の判断権を有するものと解されており、例えば、いかなる送達方法によるべきかは、裁判所書記官の独立の判断によるものとされている¹⁷。

4 裁判所書記官による自己の意見の付記

裁判所書記官の公証事務に関しては「裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更

関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。」（裁所60条5項）とされている。

この規定の趣旨としては「裁判所書記官は、書類の作成に関して固有の職務権限を有するのであるから、これに関しては、独自の判断権を有し、裁判官の命令に従わないものとするとも考えられないではない。しかし、裁判所書記官自ら手続を主宰する例外的な場合は別として、それ以外の一般の場合には、裁判所の手続を主宰するものは裁判官であり、裁判所書記官が書類を作成するのは、手続の経過、要領等を記録し、公証するためのものであるから、手続の主宰者たる裁判官の意思ないし認識を無視して書類が作成されることも、妥当でない。そこで、この場合には、裁判官は、裁判所書記官の職務執行の内容にわたって命令をすることができ、裁判所書記官は、一応これに従うべきものとしたのである。」、「しかし、裁判の手続に関する書類、特に調書について、裁判所書記官に作成、記載の権限を与えた趣旨は、手続の経過、要領をできる限り客観的に記録し、公証しようとするにあるのであるから、手続の主宰者たる裁判官の意見または認識のみに従って作成、記載させるのでも、その目的を達することができない。そこで、裁判官の命令に従って作成、記載するとともに、裁判所書記官は、その命令に基づく作成等が正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができることとしたものである。」と説明されている¹⁸。

要するに、裁判所書記官が手続主宰者とはならない裁判期日の調書の作成等については、原則として裁判官の命令に従うべきであるが、期日調書の作成は訴訟手続において非常に重要な意味を持つ公証事務であるから、裁判所書記官に自己の意見を書き添えることを認めて、裁判官の指揮命令権と裁判所書記官の公証官としての独立性との調和を図ったものと解することができる。

第3節 民事訴訟手続のIT化の概要及び民事訴訟手続のIT化が裁判所書記官の職務に与える影響

1 はじめに

本節においては、令和4年5月18日に成立し、同月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）を「改正法」といい、改正法による改正前の民事訴訟法を「旧法」という。

本節では、改正法による民事訴訟手続のIT化の概要を紹介したうえで、IT化が裁判所書記官の職務に与える影響について検討することとした。

今般の改正法による民事訴訟手続のIT化の柱は、①インターネットを利用した訴状等の提出（オンライン申立）、②システム送達（電子送達）、③ウェブ会議の利用による手続への参加、④訴訟事件記録の電子化である。さらに、IT化に伴って裁判所の事件処理のためのシステムが整備されることとなる。

以下では、上記①ないし④の概要及びそれらが裁判所書記官の職務に与える具体的な影響、すなわち裁判所書記官の職務が、IT化によってどの程度合理化・省力化されるのかを論じる。加えて、IT化に伴って整備される裁判所の事件処理のためのIT化システムの構築が裁判所書記官の職務に与える影響についても言及する。

2 インターネットを利用した訴状等の提出（オンライン申立）

(1) インターネットを利用した訴状等の提出（オンライン申立）の概要

改正法は、裁判所に対して行う申立その他の申述について、インターネットを用いてすることができることを定めた（改正法132条の10第1項）。具体的には、オンライン申立のために裁判所が整備・運用する予定の事件管理システム（以下、単に「システム」という。）上で、インターネットを介してファイルをアップロードすることとなる。

訴え提起については、原告が裁判所のシステムに利用登録することにより、システムにオンライ

ンでアクセスし、訴状に記載すべき事項をシステム上で入力する方法により行うことが可能となる（改正法132条の10）。なお、アップロードされた訴状等の電磁的記録は、原則としてそのまま訴訟記録となり、書面化されることは想定されていない（訴訟記録の電磁的記録化、改正法132条の12第1項）。

また、改正法は、委任を受けた訴訟代理人、国及び地方公共団体の指定代理人に対し、オンライン申立を義務付けることとしている（改正法132条の11第1項）。なお、オンライン申立の義務を負わない者、例えば本人訴訟の原告は、引き続き書面により申立等を行うことができる。

訴え提起に際して必要となる手数料の納付については、オンライン申立をする場合には電子納付に一本化されることはもちろん、書面による申立が許される場合でも、手数料の納付については、やむを得ない事由がある場合を除き、電子納付によらなければならないものとされる（改正民訴費8条1項）。

(2) オンライン申立の導入が与える影響

オンライン申立が完全に導入された場合には、裁判所書記官は窓口での訴状等の受理を行う必要がなくなる。

加えて、オンライン申立の場合には、訴え提起手数料のほか、郵便料についても電子納付となることが想定されるところ、これにより、現在、裁判所書記官が行っている郵便切手の出納に関する事務を行う必要もなくなる。したがって、オンライン申立が実務に定着した場合には、裁判所書記官の事務処理はかなり省力化されることになるだろう。

次に、答弁書、準備書面等の送付についても省力化が見込まれる。オンライン上で答弁書や準備書面が提出された場合には、相手方に対する送付もシステム上で簡単にできるようになるだろう。また、相手方の受領確認も、同様にシステム上でできるようになるため、従来のファクシミリによる受領書のやりとりも不要となり、その結果、裁判所書記官の職務は省力化されることとなる。

もっとも、いかにオンライン申立が可能になったとしても、提出される訴状の審査は必要であり、この職務が合理化・省力化されることはないと考ええる。むしろ、オンラインによる訴え提起が可能となり、後述のウェブ会議による裁判期日への参加が認められるようになった場合には、遠方の裁判所への訴え提起を行うハードルは低くなることから、管轄の有無などについては、より慎重な確認が必要になるかもしれない。後述のとおり、訴状審査は裁判所書記官が裁判官の補佐官として行う調査補助事務の一つと捉えることもでき、そうであれば、従来よりも質の高い訴状審査が求められることとなり、IT化後も裁判所書記官がその職務として担っていくべきものと考ええる。

3 システム送達（電子送達）

(1) システム送達（電子送達）の概要

送達については、従来の書面の送達に加えて、いわゆるシステム送達が導入される。システム送達が可能となるのは、受送達者がこの方法により送達を受ける旨の届出をしている場合であるが（改正法109条の2第1項ただし書）、オンライン申立を義務付けられる訴訟代理人弁護士等は、この届出をしなければならず（改正法132条の11第2項）、仮にこの届出をしない場合でも、システム送達の対象者となる（改正法109条の4第1項）。

システム送達は、送達の対象が電磁的記録である場合のほか（改正法109条の2第1項）、書面による申立等であっても、その記載事項は原則として電子ファイルに記録されることから（改正法132条の12第1項）、このファイルに記録された事項にかかる電磁的記録の送達というかたちで（同条2項）、利用可能である。

システム送達は、受送達者が送達対象とされる事項について、システム上、閲覧やダウンロードができるようにするとともに、そうした措置がとられた旨の通知を受送達者の届け出た通知先に宛てて発する方法により行われ（改正法109条の2）、受送達者が当該事項を閲覧またはダウンロードしたとき、または前記の通知発出の日から1週間を経過した時に効力を生じる（改正法109条の3第

1項)。他方、受送達者がシステム送達の対象者とならない場合には、送達の対象が書面である場合はもちろん、電磁的記録の場合であっても、それを出力した書面の送達によることとなる（改正法109条）。

(2) システム送達の導入が与える影響

前述のとおり、システム送達が可能となるのは、受送達者がこの方法による送達を受ける旨の申出をしている場合であることから、手続の当初から当事者双方に訴訟代理人弁護士が就いているような事案を除き、被告に対する最初の訴状等の送達は、従来と同じ特別送達郵便にて実施されることが予想される。しかし、その後、被告からシステム送達の申出がなされれば、以後の送達はクリック一つで実施することが可能となる。郵便による特別送達や書留郵便に付する送達が完全になることはないと思われるが、送達の一部がシステム送達に移行することによって、裁判所書記官が送達に費やす時間や手間は従前よりも減少するものと考えられる。

さらに、訴訟事件記録が電子化されることも相まって、例えば判決正本の送達や和解調書正本の送達についても、システム送達の申出がされている場合には、紙媒体での正本の作成及び送達が不要となることから、用紙への印刷や宛名ラベルの準備、封緘等、従来行ってきた裁判所書記官の事務は大幅に省力化されることが予想される。

また、システム送達のために提供を受けた届出にかかる情報（メールアドレス等）を、送達のみならず期日の告知や簡易呼出しにも利用することができるということになれば、さらに裁判所書記官の職務は省力化されるだろう。すなわち、現在、訴訟代理人弁護士に対する口頭弁論等の期日の告知、呼出手続は主に電話で行っているところ、システム上での呼出し¹⁹が可能となれば、そもそも電話をかける手間を省くことができるし、電話ならではの言い間違いや聞き間違いを防止することもできる。さらに、期日請書の提出もシステム上で可能となることが見込まれるので、期日指定に関する一連の手続が非常にスムーズになる。

4 ウェブ会議の利用による手続への参加

(1) ウェブ会議の利用による手続への参加の概要

まず、口頭弁論期日については、当事者の参加方法として、対席方式（旧法87条）に加えて、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（改正法87条の2、以下「ウェブ会議」という）が追加される。当事者の映像は、法廷に設置されたモニターを通じて裁判所に提供され、当事者の口頭でのやりとりはスピーカーを通じて法廷内に拡声される。他方、法廷外から参加する当事者には、法廷に設置されたカメラとマイクが法廷内の映像と音声を電気信号化してインターネット回線を通じて提供され、自らのコンピュータを通じて法廷の状況を認識することとなる²⁰。

次に、弁論準備手続期日について、当事者は、これまでの裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（旧法170条3項、電話会議）に加えて、ウェブ会議で期日に参加することができる。なお、旧法下においては、当事者のうちいずれか一方の出頭が弁論準備手続期日の実施要件であったところ、この要件が緩和され、当事者双方ともに裁判所に現実に出頭せずに、ウェブ会議や電話会議を利用することができるようになった（改正法170条3項）。なお、当事者は電話会議またはウェブ会議による参加を選択せずに、実際に裁判所に出頭して期日に参加することも当然可能である。

なお、書面による準備手続については、そもそも期日の概念はないが、従来「争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項」について、当事者双方と電話会議で協議することが認められてきた（旧法176条3項）。今後は、ウェブ会議による協議も可能となる。

最後に、和解期日についてであるが、裁判所は訴訟がいかなる程度にあっても和解を試みることができる（旧法第89条）ものの、和解期日の指定に関する明文の根拠は存在しなかった。そこで、改正法においては、和解期日を明文化するとともに

に、同期日にウェブ会議あるいは電話会議での関与を認めることとした（改正法89条2項、3項）。

以上のとおり、民事訴訟手続において行われる主要な期日等については、当事者のウェブ会議の利用による手続への参加が認められることとなった。

(2) ウェブ会議の利用による手続への参加が与える影響

当事者が裁判所の法廷や準備室に出頭することなく、ウェブ会議により裁判期日に参加することが可能となる点は、従来の民事訴訟手続からみると非常に大きな変化であるといえることができる。では、当事者がウェブ会議により口頭弁論期日等に参加することとなった場合に裁判所書記官の職務はどのように変化していくのか。

この点について、まずは、IT化後の訴訟手続においても裁判所書記官の公証官としての役割が変わることはいないだろう。すなわち、当事者等が裁判所に出頭しなくとも、裁判官及び裁判所書記官は、これまでどおり法廷や準備室に赴いて手続を行うことになる。そして、裁判所書記官が口頭弁論期日をはじめとする各種の裁判期日に立ち会って、そこで行われた訴訟行為及び訴訟手続を公証（調書化）する役割を担うことにも変わりはない。

証拠調べ期日についても同様であり、ウェブ会議システムを用いて証拠調べ（人証）を実施することができるようになったとしても、裁判官は従前どおり裁判所内に設置された法廷で審理に臨むこととなるし、公証官として当該期日の調書を作成する裁判所書記官が立ち会うことも当然必須であり、この点についてはIT化による影響を受けない。また、弁論準備手続等の争点整理手続の期日についても、その調書の作成義務が明文化されていること（民訴規則88条4項、民訴160条1項）や裁判所書記官が公証官として訴訟手続における重要な役割を担っていることに鑑みて、原則として立会するのが相当であると考えられる。

5 訴訟事件記録の電子化

(1) 訴訟事件記録の電子化の概要

民事訴訟手続のIT化を前提とした裁判所のシステムが構築された後には、訴訟事件記録の全面的な電子化が実現することとなる。同時に、訴訟事件記録を電子化する前提として、裁判所が作成する文書も電子化されることとなる。

判決は、従来の「判決書」に代えて、主文及び理由等の事項を記録した電磁的記録の作成が求められる、これが「電子判決書」と呼ばれることになる（改正法252条1項柱書）。判決の言渡しも電子判決書に基づき行われ（改正法253条1項）、言い渡された電子判決書は裁判所のファイルに記録される（同条2項）。

裁判所書記官が作成する調書も電子調書という形で作成され、いわゆる「調書判決」についても、電子判決書に代えて、裁判所書記官に「判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書」に記録をさせることとなる（改正法254条2項）。

また、改正法は、当事者や訴訟代理人が書面で提出した申立等について、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならないものとしている（改正法132条の12第1項本文）。さらに、申立等以外に、民事訴訟手続において民事訴訟法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面に記載された事項または記録媒体に記録された事項についても、同様に裁判所書記官はファイルに記録しなければならないものとされた（改正法132条の13第1項本文）。

(2) 訴訟事件記録の電子化が与える影響

従来、訴えが提起されたときには、裁判所書記官は訴状等を受理し、事件記録表紙を付し、予納郵便切手管理袋等必要な用紙を加えて、事件記録を編成するという作業を行ってきた（受付分配通達²¹記第3）。そして、裁判所書記官の重要な職務の一つとして訴訟事件記録の保管がある（裁所60条2項前段）。

訴訟事件記録の電子化により、これら訴訟事件記録の編成及び保管にかかる職務が大幅に省力化されることになる。すなわち、訴状を含めた各種

書面のオンラインでの提出が可能となれば、裁判所書記官がこれまで行ってきた訴訟事件記録の編成作業はすべてシステムが行ってくれることになるだろう。また、これまでは窓口や郵送で受領していた各種の書面がオンラインで提出されるようになれば、当該書面を裁判所書記官が手元で保管したり、記録に綴り込むといった作業は不要となる。

これらの訴訟事件記録の編成及び保管にかかる事務は、他の事件の書類の混在や綴り忘れ、場合によっては紛失というリスクが考えられるものであり、非常に気を遣う業務の一つであるが、民事訴訟手続のIT化によって、訴訟事件記録を組成するすべての書類が電子化された場合には、訴訟事件記録の編成及び保管にかかる業務は大幅に省力化されるだろう。

加えて、裁判所書記官が作成する期日調書や裁判官が作成する判決書も電子化されることとなる。現在、裁判所書記官は期日調書を作成した後、その調書を当該訴訟事件記録に綴り込んだ上で、裁判官の決裁を受けているが、これが電子化された場合には、裁判所書記官が調書を電子データとして作成した後、裁判官はシステム上でその内容を確認して決裁に代わる措置を行うという処理手順になることが予想される。非常に細かい話ではあるが、裁判所書記官が現在行っている、調書の印刷、当該調書を綴り込んだ訴訟事件記録の運搬、裁判官の認印が押されているか目視による確認、ロッカーへの訴訟事件記録の格納という作業がすべて不要になる。

さらに、繰り返しになるが、当事者に対する判決正本の送達も、判決書の電子データに正本認証を行い、システム送達を行うことで完結することになる。これまでは、例えば50頁を超えるような判決の場合、当事者の人数分のコピーや正本認証にかなりの手間と時間を要していた。このような作業は将来的には不要となるだろう。

また、記録の保管事務についても、これまでは裁判所書記官がそれぞれ担当する事件のすべてについて、その記録の保管責任者とされていたとこ

ろ、電子データでの保管となれば、個々の裁判所書記官の保管責任という概念はなくなり、裁判所のシステム構築において確実なデータの保存管理や情報漏洩等を防止するための措置が強く求められていくという方向にシフトすることになるだろう²²。

加えて、訴訟事件記録の電子化は、記録の閲覧・謄写にかかる裁判所書記官の職務の合理化・省力化にもつながるといえる。従来は、閲覧・謄写の対象部分を訴訟事件記録から分離した上でファイリングし、運搬するという作業が必要であったが、訴訟事件記録が電子化された場合には、オンライン上で閲覧・謄写の対象部分を表示できるようになるものと思われる。

同様に、控訴提起がされた場合の、控訴裁判所への訴訟事件記録の送付についても、現在は紙媒体の訴訟事件記録を担当の裁判所書記官が整理した後、裁判長、次席書記官、訟廷管理官、主任書記官等の供閲に順次付した上で、送付簿等の帳簿²³を用い、控訴裁判所の裁判所書記官に対して送付する扱いとなっているが、訴訟事件記録が電子化された場合には、同時に複数人が閲覧することも可能となり、控訴裁判所への訴訟事件記録の送付もワンクリックでできるということになるだろう。

上記のとおり、訴訟事件記録が完全に電子化された場合には、裁判所書記官の職務については大きな省力化が見込まれるということができそうである。

もっとも、訴訟事件記録が電子化されるとしても、本人訴訟の被告が窓口で答弁書を持参した場合や、被告に対する最初の送達にかかる特別送達郵便の送達報告書など、紙媒体で裁判所に提出される書面が完全になくなるわけではない。このような紙媒体の書面等については、裁判所書記官が当該書面を電子化して記録に加えるという作業が必要になることから（改正法132条の12第1項本文）、この一連の作業が裁判所書記官の新たな業務として加わるということになるだろう。

また、いかに判決が電子データになるとしても、裁判所書記官が行う判決点検についてはIT化に

よる影響を受けることはなく、裁判所書記官の職務として存続するものと考えられる。詳しくは後述するが、訴状審査と同様、判決点検は裁判所書記官が裁判官の補佐官として行う調査補助事務の一つと捉えることもできる。したがって、判決の形式的な部分のみならず、実質的な内容にわたって、充実した判決点検が行われることが望まれるのであり、IT化後も裁判所書記官がその職務として担っていくべきものとする。

6 IT化システムの構築による影響

民事訴訟手続のIT化に伴い、事件処理を行うための裁判所のシステムが構築される。システムの仕様等、その詳細は把握していないが、システムを活用することにより以下の(1)ないし(3)の職務について合理化・省力化が見込まれるのではないかと考えている。

他方、以下の(4)及び(5)の職務については、システムが構築されたとしても、変わらずに存続する職務であるとする。

(1) 期日調整、期日変更

システムの仕様にもよるところではあるが、裁判所書記官が日頃、時間を取られている期日変更等の日程調整については、オンライン上での調整ができるようになる可能性がある。クリニックや飲食店の予約は、今やオンライン上でも行うことができるのが当たり前となっており、裁判所のシステムにおいても、技術的に不可能ということはないだろう。現在は、電話やファクシミリを用いて日程調整を行っているところ、仮に、第1回口頭弁論期日についての日程調整や期日変更申請、当該変更申請にかかる変更期日の日程調整をオンライン上で行うことが可能となれば、裁判所書記官の事務処理の負担は大きく減少することになる。また、日程調整の結果、指定された期日については、システム上で自動的に当事者双方に告知、呼出しが行われ²⁴、期日請書の提出もクリック一つで可能となれば、さらに裁判所書記官の職務は省力化される。

(2) 文書送付嘱託、調査嘱託

現在の文書送付嘱託、調査嘱託の手続は、大ま

かにいうと裁判所による採用決定がされた後、裁判所書記官が嘱託書を送付すると、嘱託先において対象となる文書等を複写、複製もしくは作成し、当該複写物等を裁判所に返送するというのが一般的な流れである。その後、裁判所書記官は、嘱託先から送付された文書等が当該嘱託の対象文書に間違いのないかどうかを確認した上、これを訴訟事件記録に編綴することとなる。

近年、交通事故訴訟においては、医療機関に対するカルテや画像データ等の医療記録の文書送付嘱託の申出が非常に多く、対象となる文書等が大量となるものも珍しくない。そうした事件については、内容の確認もさることながら、訴訟事件記録の編成作業にもそれなりの労力を要する。近年は電子カルテが主流となっていることから、この一連の手続が、システムの機能によってオンライン上でできるようになれば、嘱託先においても文書等を複写等する手間を省くことが可能であり²⁵、裁判所書記官の負担も大きく減少するだろう。

(3) 書面の提出管理

争点及び証拠の整理手続における準備書面等の提出管理についても、システム上で行うことが可能になると考えられる。例えば、当該訴訟事件の情報として、誰がいつまでに何を提出すべきかの情報をシステムに入力しておくことによって、提出期限の一週間前、3日前、前日等の間隔で、書面を提出すべき者に対して、定期的にアラーム機能で提出を促すことができるというような機能が備えられるのではないかと。

(4) 期日外釈明、和解に向けた調整等

争点整理手続における様々な職務のうち、準備書面等の送達や送付、文書送付嘱託・調査嘱託等、事務の合理化・省力化が予想されるものがある一方、期日外釈明や和解協議における調整については、裁判所書記官の職務として変わらずに存続するものということができる。

期日外釈明については、これまでファクシミリで送信していた文書を、システム上で電子データとして送信することになれば、多少の省力化を図ることは可能かもしれないが、釈明を求める事項

に関して、訴訟代理人弁護士と別途のやりとりが必要になることもあり、その後、釈明内容が記載された準備書面が提出されるまでの一連の手続として、裁判所書記官による従前どおりの進行管理が必要になると考える。

次に、和解に向けた調整についても、単純に和解条項の文言だけの調整であれば、システムを介して行うことができそうであるが、和解の方向性自体を調整する段階や当事者が感情的になっている事案においては、必ずしも双方当事者に同じことを伝えておらず、個別の対応が必要となる。また、その手法としても、記録に残る文書ではなく、電話での連絡を行うことが多い。こうした事情から、IT化後においても、和解に向けた調整は従前どおり裁判所書記官の職務として存続するものと思われる。

(5) 当事者及び訴訟代理人への対応

裁判所書記官の日常的な職務の一つとして、裁判所の窓口あるいは電話での当事者等への対応業務がある。その内容は様々であり、電話や窓口における当事者及び訴訟代理人弁護士等への対応業務は、民事訴訟手続がIT化されたとしても、その総量が大きく減ることは想定しづらい。むしろ、民事訴訟手続のIT化が定着するまでの過渡期においては、IT化関連の問合せ等が増えることも考えられることから、当事者等への対応業務はIT化後も変わらずに存続する裁判所書記官の職務といえるだろう。

第4節 小括

裁判所法60条は、裁判所書記官に対し、主として、公証官としての役割、手続法規定事務を行う役割、裁判官の補佐官としての役割という3つの役割を与えている。加えて、裁判所書記官がこれらの職務を行うにあたっては、原則として裁判官の命令に従うと規定する。もっとも、公証官としての役割、特に口頭弁論等の期日調書の作成に関しては、裁判所法60条5項により、裁判所書記官に一定の独立性が認められている。このことから、裁判期日の調書作成という職務は、裁判所書記官

の公証事務の中でも、特殊かつ重要な業務であると評価することができる。しかしながら、争点整理手続においては選別立会が行われていることから、裁判所書記官が公証官として十分に機能しているのかどうかについては疑問があると言わざるを得ない。また、補佐官としての役割については、多くの裁判所書記官がその機能を十分に果たしているとは言い難い状況である。さらに、第一審の訴訟手続における裁判所書記官の職務を見直してみると、その中には、高度な法的知識及び技能を要しない事務的な作業が多数含まれていることが分かる。また、法的知識や技能を必要とする職務であっても、遂行の精度や質については各裁判所書記官の裁量に委ねられており、その程度には少なくない個人差が生じているのが現状と思われる。

そして、本章では民事訴訟手続のIT化について概説し、それらが裁判所書記官の職務に与える影響について個別具体的に検討を加えたところであるが、最もインパクトがあるのは、訴訟事件記録が紙媒体から電子データへ移行するという点であろう。民事訴訟手続がペーパーレスとなり、訴訟事件記録が完全に電子化された場合、これまで裁判所書記官が担ってきた多くの作業的な職務は、大幅に省力化されることが予想される。その結果、裁判所書記官には一定の余力が生じることとなるだろう。

次章では、裁判所書記官制度の歴史を回顧することにより裁判所書記官制度が創設された目的や趣旨を探り、それらを前提として、現在の裁判所書記官が、本来裁判所書記官に求められ、期待されてきた役割を十分に果たすことができているのかを検討することとしたい。そして、民事訴訟の質の向上及び適正かつ迅速な裁判の実現に資するために、IT化によって生じるであろう裁判所書記官の余力をどのように活用していくべきなのか、裁判所書記官制度の再構築の必要性について論じる。

第3章 裁判所書記官制度の歴史と新官職の創設について

第1節 本章の目的

本章の目的は、裁判所書記官制度の歴史を振り返り、この制度において裁判所書記官には、本来どのような役割が期待されていたのかを明らかにするとともに、新たな官職創設の必要性を論じることである。

裁判所書記官制度の発足当初に想定されていた理想的な裁判所書記官像と、現在の裁判所書記官の姿には、少なからぬ乖離があると言わざるを得ない。制度の歴史からは、裁判所書記官という官職が創設された背景には、より高い資質及び能力を備えた人材が登用され、彼らが従来の裁判所書記とは異なる官職として一定の職務を遂行することにより、適正かつ迅速な裁判の実現を図るとの目的があったことが読み取れる。また、制度創設当初には「裁判所書記官補」という補助的な官職が設けられていた点も重要である。このことは、裁判所書記官が担うべき職務には一定の専門性が求められ、それ以外の職務については補助者に委ねることが想定されていたことを示している。

IT化によって裁判所書記官に余力が生じることに加えて、本章で論じる裁判所書記官制度の沿革は、本稿において提案する新官職創設の必要性及び許容性を根拠付けるものとして、重要な意義を有する。

第2節 歴史の回顧

1 裁判所法成立前における民事訴訟の手續補助者

裁判所法が成立する以前においても、現在の裁判所書記官のような官職は存在していた。明治時代初期の民事訴訟手續においては、「史生^{ししょう}」という官職が存在し、史生が口書^{くちがき}（調書）の作成を担当する者とされていた。

その後、司法職務定制^{さかん}で「属」に官名が変更となり、始審裁判所等が設置された明治14年10月31日に「書記」となり、戦後は裁判所法の施行により「書記官」となる²⁶。

また、史生は口書を作成するほか、裁判の補助事務を担当していた²⁷。なお、当時の口書は、解^{とき}部（現在の官職でいえば、検事、最高裁調査官、簡裁判事、訴状審査・審理充実事務・執行倒産事務担当書記官などの職務を行っていた者）の指示に基づいて史生が作成していた²⁸。

その後、明治23年11月に裁判所構成法が施行された。裁判所構成法は、各裁判所及びこれに付置される検事局の官吏として、判事、検事、裁判所書記、執達吏、廷丁の五種を定め、裁判所書記は各裁判所及び検事局に置かれた（裁判所構成法85条、8条）。当時、裁判所勤務の裁判所書記は「民事、刑事、非訟事件等の司法事務に関して、口頭弁論調書、審問調書その他の調書の作成、書類の送達、当事者の呼出し、執行力ある正本の付与等の職務の外、司法行政事務に関して、金銭の出納、物品の買入れ、司法行政上の文書の往復、諸表作成等」の職務を担当していたという²⁹。

裁判所に勤務する裁判所書記は、今日の裁判所書記官と裁判所事務官の双方の職務を併有していたが、裁判事務に関する職務は、昭和35年に新設された裁判所法60条3項の調査補助事務を除けば、今日の裁判所書記官の職務と大綱においては異なっていないとされている³⁰。

2 裁判所書記官制度の創設から裁判所書記官補制度の廃止まで

(1) 裁判所事務官制度の新設

昭和22年4月16日に裁判所法が公布、即日施行された。これにより最高裁判所を頂点とする新しい裁判所制度が発足したことになる。

一般職については「裁判所事務官を置き、裁判所書記はその事務官の中から補する」とされていた。すなわち、裁判所事務官制度が新設され、従来の裁判所書記の職務のうち、主として司法行政事務に関する事務が裁判所事務官に委ねられ、裁判所書記は、裁判所事務官の中からこれを補するものとされ、従来官名であった裁判所書記が職名に改められた。

その後、昭和23年には裁判所法が改正され、最高裁判所が裁判所職員の任免の権限を持つことと

改められた。

(2) 裁判所書記官制度及び裁判所書記官補制度の新設

昭和24年7月1日に施行された裁判所法等の一部を改正する法律（昭和24年6月1日法律第177号）により裁判所法60条が「各裁判所に裁判所書記官を置く」と改正され、「裁判所書記」が「裁判所書記官」に改められて独立の官職とされるとともに、同法60条の2として「裁判所書記官の外に裁判所書記官補を置き、裁判所書記官補は書記官の事務を補助する」との規定が新設された。すなわち、裁判所書記官の事務を補助するものとして「裁判所書記官補」の制度が設けられ、経過措置として同法附則2項、3項により、従来、裁判所書記に補せられている裁判所事務官で、裁判所書記官に任命されないものは、裁判所書記官補に任命されたものとみなされ、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行わせるものとされた。これが新たな官職としての「裁判所書記官」の誕生である。

なお、この制度改革の趣旨については、山口好一法務政務次官（当時）が、昭和24年4月26日の衆議院法務委員会での改正法案提案理由説明の中で、以下のように述べている³¹。

「第一は裁判所書記官制度の改正の点であります。裁判所書記は現行法では裁判所事務官の中から補せられることとなっておりますが、裁判所事務官は、本来司法行政事務をつかさどるものであるに反し、裁判所書記は法廷に立ち会い、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他民事訴訟法、刑事訴訟法等に定める事務をつかさどり、執務に際しては職務上の独立を認められているものでありまして、司法行政事務を担当する裁判所事務官の職務内容とはまったく異なっているのでありますから、裁判所事務官を裁判所書記に補する現行制度は、国家公務員法が採用しているキャリア・システムと根本的に相いれないものがありますので、この点に関する現行法第60条を改正して、裁判所事務官を裁判所書記に補する制度を廃止し、新たに裁判所に裁判所書記官及び裁判所書記官補を置くものとししました。民

刑両訴訟法の改正により、訴訟は民刑とも公判中心主義と相なりました結果、公判手続の複雑化はひいて裁判所書記（改正法の裁判所書記官）の事務を質的に重要かつ困難ならしめ、また量的にも繁忙ならしめることとなったのであります。そこで各裁判所を通じて一定員数の二級及び三級の裁判所書記官補を置いて、裁判所書記官の事務を補助させることといたしたのであります。第60条の2の規定がこれでありまして、この裁判所書記官補の新設は、裁判所書記官の地位を現在の裁判所書記のそれに比し一段高いものとしたのでありまして、裁判所書記として相当年限の職歴を有し、かつ成績優秀な者のみが一定の任用試験を経て裁判所書記官に任ぜられるようにしたいのであります。従って現在裁判所書記たる者がもし本法により任命されるとすれば、大部分はこの裁判所書記官補に任ぜられる建前になるのであります。」

こうして裁判所書記官と裁判所書記官補という二本立ての制度が発足したが、この点について、白石悦穂元裁判官は次のように分析している³²。

「この改正は、その後の書記官問題に大きな影響を与えた。この改正は、形の上では『裁判所書記』を『裁判所書記官』に改め、『裁判所書記官補』という官職を新設したようにみえるが、実質は反対であって、従来の裁判所書記の職務は、裁判所書記官補に引き継がれ、『裁判所書記官』は、裁判所書記とは任用基準も職務内容も異なる一段高い新官職として定められたのである。そして、重要なことは、この新官職についての任用基準も職務内容も、発足当初は定められておらず、将来これを定めるべきものとされた、いわば実体を伴わない幻の新官職であったということである。この『裁判所書記官』という名の新官職の任用基準、職務内容をどのように定めるべきか、この幻にいかにして実体を与えるか、ということが問題として残されることとなったのである。」

すなわち、当初、裁判所書記官は全く新しい官職として、その当時には具体化されていなかった、より高度な法律知識及び技能を要する職務を遂行

することを意図して創設されたものといえることができる。

(3) 裁判所書記官制度調査委員会の設置及び裁判所書記官研修所の創立

上記改正法の施行に先立ち、最高裁判所は、昭和23年6月25日、裁判所書記官制度調査委員会規則を制定し、昭和24年1月には委員、幹事を任命し、同委員会に対して「裁判所書記官制度、とくに1. 任命資格、2. 職務内容、3. 待遇、4. 研修」について諮問した。同委員会は、昭和25年1月26日、答申案を決定し、最高裁判所に答申した。ただし、この答申は、諮問事項の全部についてではなく、1の任命資格と4の研修についてのみ行われ、2の職務内容と3の待遇については、さらに審議を重ねるものとされ、後日に持ち越されたのである。

答申の内容は次のとおりである。「第一、裁判所書記官は左に掲げる者の中から任用するものとする。こと。(1) 新制大学または旧制大学の法学部、経済学部もしくはこれらに相当する学部の卒業またはこれらに準ずる学歴を有する者で相当期間の研修を終えたもの。(2) 右に掲げる以外の者で右に掲げる者と同等の学力を有すると認められるもので相当期間の研修を終えたもの。第二、前項の研修は法律に関する理論と実務に関する修習とし、合わせて裁判所書記官たるにふさわしい品位と能力を備えさせることを目的とすること。この研修に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に新たに別個独立の研修機関を置くものとする。この研修機関においては裁判所書記官その他裁判官以外の裁判所職員の研究、修養、及び修習に関する事務をすべて取り扱わせるものとする。こと。」

上記答申に基づいて、裁判所法等の一部を改正する法律（昭和25年4月14日法律第96号、同日施行）により裁判所法14条の2が加えられ「裁判所書記官研修所」が創立され、裁判所書記官の養成が開始された。裁判所書記官研修所には、第一部と第二部が置かれ、第一部は主として大学法学部卒業の学歴を有する者について一年間の、第二部

は、大学法学部以外の一定の学歴を有する者について二年間の研修を行い、その修了者が裁判所書記官に任用されることとなった。また、最高裁判所は、昭和24年12月に裁判所書記官任用試験規程を制定し、研修所養成部修了者とは別に、裁判所書記官補等の職に一定期間在職した者の中から試験により裁判所書記官を任用する道を開いた。

この任用基準の高度化は、裁判所書記官の資質能力を戦前に比べて著しく高度化したものとして評価された反面、職務内容の変革が伴わなかったため、同一の職務内容について、裁判所書記官と裁判所書記官補の二種の官職が併存する状態となり、任用基準の高度化された「裁判所書記官」とその現実の職務内容との間に、一種の不適合状態を生じたとされている³³。

(4) 特別研修による裁判所書記官の任用と裁判所書記官補制度の廃止

昭和33年～34年頃になると、当時約8000人いた裁判所書記官補及び裁判所事務官と裁判所書記官との待遇の格差が増大する一方で、研修所入所試験、任用試験に合格することが大変困難であり、なかなか裁判所書記官になれないという不満が増大した³⁴。そして、依然として裁判所書記官に多くの欠員を抱えたままになっていた当時の裁判所の状況についても対策が必要とされることになった。これについては、裁判所書記官研修所における養成及び上記の任用試験には触らずに、応急的措置を講じて事態に対応するという基本方針が立てられた。すなわち、特別研修による裁判所書記官任用が開始され、裁判所事務官及び裁判所書記官補を裁判所書記官に組み入れるという動きであった³⁵。

その後、昭和35年6月25日には裁判所法60条3項の規定の追加、裁判所書記官に対する16%の号俸調整が実現した。この改正は、裁判所書記官研修所が設立され、裁判所書記官の資質、能力が向上し、それに伴って裁判所書記官の権限拡張という要求も強くなってきたことが背景にあった。

昭和40年には裁判所書記官補制度が廃止され、また裁判所書記官の補助をしていた裁判所事務官

も、その多数を裁判所書記官に任用処遇した結果、裁判所書記官には補助者がいなくなった。これにより、裁判所書記官が自ら雑用も処理しなければならなくなったことについて当時は色々な批判があったという³⁶。

(5) 裁判所書記官の職務内容等にかかる裁判所書記官制度調査委員会による答申

裁判所書記官制度調査委員会は、昭和35年1月、先に留保された諮問事項の2の職務内容、3の待遇について、10年の時を経て「第一 適正迅速な裁判の実現に寄与するため、裁判所書記官は、事件の処理に関し必要な連絡準備その他の補佐的職務を行うものとする。第二 裁判所書記官の待遇については、その職務にふさわしいものとするよう配慮すること。」と答申した。この背景には、裁判所書記官研修所が設立され、裁判所書記官の資質、能力が向上し、それに伴って裁判所書記官の権限拡張という要求も強くなってきたことがあり、審議事項として、「一 適正迅速な裁判の実現に寄与するため、裁判所書記官の資質、能力が著しく向上した現状にかんがみ、裁判所書記官に現在の職務のほかに、左に掲げる職務を行うものとするかどうか。(一) 裁判所書記官は、現在の訟廷事務のほかに、事件の処理に関し訴訟の進行に必要な準備その他の職務を行わせるものとする。 (二) 裁判所書記官のうち、最高裁判所の指名する者に裁判事務に関し、法令・判例の調査、その他の補佐的職務を行わせるものとする。二 裁判所書記官に16%の号棒調整を行うこと。」が審議された結果、上記の答申が行われたとされている³⁷。

これにより、裁判所法60条3項の規定の追加、裁判所書記官に対する号棒調整が実現した。そして、この答申により、裁判所書記官制度の創設当初に思い描かれていた、それまでの裁判所書記官から「一段高い新官職³⁸」としての裁判所書記官の職務内容が、「適正迅速な裁判の実現に寄与するための、事件の処理に関し必要な連絡準備その他の補佐的職務」であることが明らかにされたということになる³⁹。なお、その後も裁判所書記官制

度調査委員会では、裁判所書記官への権限の委譲あるいは新官職の創設について審議が行われていた。そこでは、一定の権限委譲をもって裁判所書記官に対する権限委譲の限界とされ、例えば、各種令状の発付、証拠保全、準備手続、略式命令、交通事件即決手続等の権限については、司法補助官のような新官職を設けることが検討されていたようである⁴⁰。もっとも、これについては結論が出ることはなく、久しく審議が中断したまま今日に至っている⁴¹。

3 平成8年民事訴訟法大改正を契機とした裁判所書記官の争点整理手続への関与

平成8年の民事訴訟法改正、平成10年1月の施行と時を同じくして、平成9年4月に全国の裁判所のうち9庁13箇部に「モデル実験部」あるいは「モデル部」と呼ばれる審理充実を促進するための取組みを試行する部が置かれた。これは、通常の数よりも民事立会部に裁判所書記官を多く配置して、一人あたりの担当事件を少なくし、裁判部の充実強化のために審理充実という事務に取り組み、裁判の運営を支えようという発想で検討されたものであった⁴²。この施策の一環として、裁判所書記官が争点整理表や主張整理案を作成するということも試みられた。平成10年4月には、モデル部は20庁47箇部に増え、翌平成11年4月にはモデル部に加えて審理充実促進部を増やしていき、そこでの実践をまとめた「民事立会部における書記官事務の指針」が平成12年に発出された。この指針の示す方向は、裁判所書記官は、新民事訴訟法の下において、公証事務に加えて、審理充実事務にも取り組んでいくというものであった。すなわち、裁判所書記官が事案解明行為への参画作業をしていくことによって審理の質を上げ、かつ、生産性を高めるということをねらっていたものである。具体的には、第一回期日前の準備として、訴状審査、情報収集、当事者への準備の促しなどを、争点整理手続への関与として、期日間の準備(期日間管理)、期日への立会いと調書化、整理書面の作成のほか、判決の点検などを行うものとしている⁴³。

しかし、その後、裁判所書記官の争点整理手続への関与として、少なくとも争点整理表や時系列表等の整理書面の作成については実務に定着したとはいえず、争点整理手続期日への立会についても、全件立会が行われている状況にはない⁴⁴。また、訴状審査や判決の点検についても、個々の裁判所書記官ごとに業務遂行の精度や質に差が生じている状況にある。

4 歴史からみた裁判所書記官制度についての分析

(1) 裁判所書記官制度が創設された目的

前述のとおり、裁判所書記官制度の創設当初には、裁判所書記官は裁判所書記官補とは区別された「一段高い新官職」として位置付けられ、将来的には、より高度で専門的な職務を担わせる構想があったものと考えられる。すなわち、従来、裁判所書記が担ってきた職務については裁判所書記官補が引き継ぎ、裁判所書記官は新たな官職として、これまでとは異なる職務に取り組むことが想定されていたはずである。そして、昭和35年に、裁判所書記官制度創設から10年以上の時を経て、ようやく裁判所書記官制度調査委員会が裁判所書記官の職務内容についての答申を行い、その結果、裁判所法60条3項の調査補助事務の規定が追加されたということになる。裁判所書記官制度調査委員会の答申によれば、裁判所書記官の職務内容は「適正迅速な裁判の実現に寄与するため、裁判所書記官は、事件の処理に関し必要な連絡準備その他の補佐的職務を行うものとする」とである。ここには、具体的な職務内容の例示はないが、「事件の処理に関し必要な連絡準備」とは、いわゆるコートマネージャーとしての役割と解することができる。そして、「その他の補佐的職務」というのは、同時期に改正によって追加された裁判所法60条3項の調査補助事務のことであり、これが、その後の裁判所書記官の基幹となる業務として位置付けられ、期待されていたということが推測される。

昭和35年当時に、この答申の内容に基づいた裁判所書記官の具体的な職務内容についての検討がされたのかどうかは不明であるが、少なくとも、

裁判所書記官制度が創設された目的は、適正・迅速な裁判の実現に寄与することのできる、まったく新しい官職としての裁判所書記官を養成することだったのではないだろうか。

(2) 裁判所書記官研修所創設当初に思い描かれていた裁判所書記官像

裁判所書記官研修所の初代所長である八田卯一郎氏が、初任裁判所書記官補を対象とした研修の中で、裁判所書記官研修所創設当時の構想とその後の考え方についての講話として、次のような話をされていた記録が残っている⁴⁵。

「裁判官の制度にしても書記官の制度にしても、その他あらゆる裁判の制度というものは、常にこの適正にして迅速なる裁判をいかにして果すかというところに、その目標がかけられているわけがあります。さような点でこの書記官制度というものも、裁判をいかにすれば適正かつ迅速に果し得るかという点から考えていかなければならない」、「裁判所書記官の職務内容を将来どのようにするかということについては、結局これは大変大ざっぱな言い方ではありますが、裁判の手続面は裁判所書記官にまかせることによって、裁判官が全能力を傾注して事件の実体面について審理し、判決することができるようにするのがよいのではないか」、「将来書記官の職務内容を相当高度なものにするという点で…書記官の職務内容として調査官的な職務が考えられないかということ」、「私の考えておるのは、最高裁判所の調査官が行っているような調査事務、これは将来相当高度の法律的能力をそなえるにいたった場合における裁判所書記官の職務として十分期待されてもよいのではないか」、「速記制度⁴⁶が理想的な状況になれば、今まで書記官が非常に苦勞していた供述調書の作成という職務がなくなるわけですから書記官の職務内容は非常に楽になる、それでその余力を…高度の法律的方向における裁判官の、よりよき補助者となるための時間に振り向けたいというのがわれわれの考えているところなのです。」

上記の講話の内容から、裁判所書記官研修所が創設された当初から、裁判所書記官には適正かつ

迅速な裁判の実現という目標のもと、裁判官が実体判断に注力できるよう、手続面でのプロフェッショナルとなることが期待されており、また、裁判所速記官制度の確立により尋問調書の作成から開放されて余力が生まれた場合には、最高裁判所の調査官が行っているような職務を遂行することが期待されていたということである。これは、上記(1)で述べた裁判所書記官制度創設の目的とも重なっており、新たな官職としての裁判所書記官像として、手続面でのプロフェッショナルであり、また、裁判官の調査補助事務を担う補佐官としての裁判所書記官の姿が思い描かれていたということである。

第3節 新官職創設の必要性

昭和35年の裁判所書記官制度調査委員会による答申を契機に、裁判所法60条3項の追加や裁判所書記官に対する16%の号俸調整が行われ、裁判所書記官の職務内容を見直す道筋が示されたかのように思われた。しかし実際には、裁判所書記官は依然として、当時のいわゆる「五月雨式証拠調べ」の尋問調書の作成に迫られ、実質的には、裁判所書記官補や旧来の裁判所書記と大きく変わらない職務に従事し続けていた。

その後、平成8年の民事訴訟法の大改正においても、モデル実験部等の設置や「民事立会部における書記官事務の指針」の発出などにより、裁判所書記官の審理充実事務への参画を促す試みがなされたが、残念ながら、こうした取組みが実務に定着することはなかった。

現在、新たな裁判所速記官の養成は行われていないものの、既存の裁判所速記官による証拠調べ期日への立会いや録音反訳の活用によって、裁判所書記官の尋問調書作成にかかる負担は、大きく軽減されていると考えられる⁴⁷。しかし、その余力が、八田氏が想定していたような、手続面のプロフェッショナルとしての職務や、最高裁調査官のような調査補助業務へ向けられているとは言い難いのが実情である。現実には、例えばコートマネージャーとして質の高い職務を遂行するには、

裁判所書記官が各事件の内容や争点を十分に把握する必要がある。しかし、担当事件のすべてについてそのような把握を行うことは、多くの裁判所書記官にとって困難である。訴訟事件記録の読み込みや裁判官との意思疎通を通じて事件の全体像を把握するには、相応の時間と余力が必要となるが、現実には、裁判所書記官がそのような時間を確保するのは容易ではない。裁判所書記官は民事訴訟手続に付随するほぼすべての事務を担っており、その中には、いわゆる「作業」とも言える業務が数多く含まれている。このような状況下では、記録の精読や裁判官との打合せといった本来重要であるべき業務に割く時間の確保は困難であり、その結果、現在に至るまで、裁判所書記官の職務内容が本質的に変化してきたとは言い難い。

今般の民事訴訟手続のIT化は、この状況を変える大きな契機となる可能性を持つ。裁判所書記官には、これまで十分に行うことのできなかった審理手続への実質的な関与、すなわち、より高度で専門的な職務へのシフトが求められるようになると考えられる。もっとも、民事訴訟手続がIT化された後も、裁判所書記官が引き続き担当すべき業務は一定程度残ることが予想される。そこで本稿が提案するのは、裁判所書記官とは別に新たな官職を創設し、専門性を要する職務は新官職が担当し、IT化後もなお残る定型的な職務は従来どおり裁判所書記官が担うという職務分担の在り方である。

この提案に対しては、「民事訴訟手続のIT化により裁判所書記官に余力が生まれるのであれば、すべての職務をそのまま裁判所書記官に行わせればよいのではないか」との反論が予想される。しかしながら、現状において、裁判所書記官の業務遂行能力や意欲には個人差があり、すべての裁判所書記官が、新官職が担うべき専門性を要する職務を十分に遂行できるとは限らない。裁判所書記官制度の歴史を見ても、広範な業務を一手に引き受ける体制では、日々の事務処理が優先され、調査や分析を要する業務は後回しとなり、最終的には裁判官任せになる傾向が否めない。そして、こ

うした業務に積極的に関与しない裁判所書記官が生まれる可能性も否定できない。また、「能力に応じて裁判所書記官間で業務を分担すればよいのではないか」との意見もあるだろう。しかし、同一の資格・待遇のもとで業務内容に差を設けることは制度上困難であり、誰がどの業務を担当するのかの判断基準も明確に定めることはできない。その結果、意欲や能力のある者に業務が偏り、そうでない者はその負担を免れるという、不公平な状態が生じかねない。したがって、裁判所書記官に求められる高度な法律知識及び技能を要する職務を実効的に遂行させるためには、現在の裁判所書記官とは別に、その上位職として新たな官職を創設することが望ましい。

IT化の進展により、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の業務総量が減少すれば、民事立会部に配置される裁判所書記官の人数を減らすことが可能となり、その分の人員を新官職にあてることができると考える⁴⁸。なお、新官職への登用にあたっては、志望者の能力等を測るための登用試験の実施が不可欠であり、あわせて必要な知識や技能を習得するための研修制度の整備も重要である。登用試験については、裁判所書記官としての勤務実績や人事評価、意欲等を考慮することに加え、法律科目に関する筆記試験や口述試験などを組み合わせた選抜方法によるのが相当である。

第4節 小括

本章では、裁判所書記官制度の創設前後から平成8年の民事訴訟法の大改正に至るまでの歴史を振り返った。

当初は「一段高い新官職」として創設された裁判所書記官であったが、現実には、その職務内容は制度創設前の裁判所書記と大きく変わることはなかった。すなわち、民事訴訟手続において、手続面のプロフェッショナルとしてコートマネージャーの役割を果たし、さらには裁判官の補佐官として調査補助事務を担うという、裁判所書記官制度の創設時に思い描かれていた理想像は、ついに現実のものとはならなかったのである。

今般の民事訴訟手続のIT化により、裁判所書記官には一定の余力が生まれることが見込まれる。この機会に、改めて、民事訴訟の質の向上及び適正かつ迅速な裁判の実現のために裁判所書記官が担うべき職務は何かを問い直し、理想的な裁判所書記官像をいかにして実現するかを模索していく必要がある。

裁判所書記官制度の創設当初、裁判所書記官には裁判所書記官補という補助者がおり、両者の職務内容は明確に区別されることが想定されていた。そして、今般のIT化によって裁判所書記官には一定の余力が生じる。これらの事実は、本稿が提案する新たな官職を創設し、従来の裁判所書記官を新官職の補助者として位置付けるという裁判所書記官制度の再構築案の許容性を裏付けるものである。

次章では、新たな官職が創設された場合の新官職の職務内容、新官職と裁判所書記官の職務分担、さらには民事立会部における人的体制のイメージについて論じることとしたい。

第4章 新官職の職務内容及び民事立会部における人的体制について

第1節 本章の目的

本章では、新たな官職を創設するにあたり、その職務内容を検討するとともに、民事立会部における具体的な人的体制についても言及する。

民事訴訟手続のIT化が進む中でも、なお残る裁判所書記官の職務に加え、これまで十分に行われてこなかった職務を遂行していくためには、新設される官職と、その補助者としての裁判所書記官とで適切に分担する必要がある。

まず、新官職の職務は、主に以下の3つに大別される。

- ①コートマネージャーとしての職務
- ②補佐官としての職務
- ③公証官としての職務

これらは、いずれも現行法上、すでに裁判所書記官の職務として位置付けられているものであり、

新官職にまったく新たな職能を付与しようとするものではない。むしろ、現行制度下では十分に果たされていないこれらの役割を新官職が担うことで、民事訴訟の質の向上を図り、適正かつ迅速な裁判の実現を目指すものである。

裁判所書記官は、新官職の補助者として、上記以外の職務や、上記の職務のうち新官職が裁判所書記官に委ねることが相当と判断した業務を担うことが想定される。なお、本章における論述は、地方裁判所における民事訴訟手続を担当する裁判所書記官を念頭に置いたものである。

第2節 新官職及び裁判所書記官の職務内容

1 新官職の職務内容

以下(1)ないし(3)の職務は、現行法上、裁判所書記官の職務とされているが、裁判所書記官の上位職となる新官職が創設された場合には、新官職にこれらの職務を担わせることが相当と考える。

(1) コートマネージャーとしての職務

訴訟手続を円滑に進行させるためには、裁判所書記官が担当裁判官の審理方針を十分に理解・把握した上で、事前準備や当事者との連絡を的確に行うことが求められる。これが、いわゆる「コートマネージャー」としての役割である。

民事訴訟法は、早期に事案を解明し争点を明らかにして、的確な証拠調べが実施できるようにすることを意図しており、そのためには、事案解明のために重要な役割を果たす争点及び証拠の整理過程において、その状況と課題が裁判所及び当事者に明確に認識されていること、当事者による訴訟資料の収集、整理及び裁判所への提出がその内容及び時期において適切に行われること、そして、裁判所が、紛争の実体である事実関係を整理した状態で認識し、手続の進行段階に応じて当事者の訴訟活動を的確に整序することが必要であるとされる。そして、これらは、訴訟手続を主宰する裁判所及び訴訟を迫行する当事者の責務であるが、民事訴訟法及び同規則は、裁判所書記官もこれらの過程に参画すべきこととしていると説明されている⁴⁹。さらに、裁判所書記官は、当事者等から

収集した情報を正確に裁判官に伝達し、それらを踏まえて、適時に、事件の争点、審理方針及び審理計画等について裁判官と協議し、裁判官からフィードバックを得ることによって、事件進行の方向性を的確に把握し、これに沿った裁判所書記官の具体的事務内容を決定し、それをその後の争点整理または事案の解明への関与、供述録取、調書作成等に有効に生かすことが求められている⁵⁰。また、先々の見通しをもって、審理手続の充実を図るには、事件記録を精査し、事案の内容を十分に把握しておく必要がある。しかし、現状では、このようなコートマネージャーとしての役割を十分に果たしている裁判所書記官は必ずしも多くないと見られる。

これまでの裁判所書記官から「一段高い新官職」として、IT化後もその存在意義を発揮していくためには、民事訴訟手続の中でも、とりわけ重要となる争点整理手続に積極的に関与し、当事者や裁判官のニーズに合った適切な訴訟進行管理を遂行していくことが期待される。

(2) 補佐官としての職務

裁判所法60条3項は「裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。」と規定している。しかし現状では、民事訴訟手続において、裁判所書記官による判例等の調査は必ずしも積極的には行われていない。この規定は、昭和35年の裁判所書記官制度調査委員会の答申を踏まえて追加されたものであり、その後の裁判所書記官の職務内容の根幹をなすものと期待されていた。

筆者の見解としては、訴状審査や判決点検も、この調査補助事務の一環として行うことができると考えている。例えば訴状審査では、訴訟物についての要件事実の充足、基本書証の有無、根拠法令の妥当性、類似事案についての裁判例の有無等を確認する必要がある。また、訴訟進行の見通しを立てる観点から、訴状審査と同じタイミングで行われる民事訴訟規則61条に基づく原告への聴取を通じて、被告の応訴の見込みや欠席、公示送達

の可能性等を見極めることも重要である。判決点検においては、判決書に記載されている当事者の主張と準備書面におけるそれとに齟齬がないか、証拠の引用が正確か、裁判の脱漏や判断の遺脱の有無、法令の解釈や適用の妥当性等を確認することが有用であり、裁判官の判断を補佐する上でも極めて有益といえる。従来、これらの業務、とりわけ判決点検については、その法的根拠がはっきりしないまま行われてきたが、近時の民事訴訟は多種多様であり複雑な事案も多いことから、裁判所書記官がその専門性を発揮し、裁判官の補佐官として活躍すべき重要な場面であると考えている。

(3) 公証官としての職務—裁判所書記官の第四者性

裁判所書記官の職務の中で、IT化後もその意義が失われないものの一つが、公証官としての役割である。単に期日調書を作成するだけではない。ここには、さらに重要な意味が含まれている。すなわち、裁判所書記官の第四者性である。原告及び被告が当事者であり、第三者として客観的に事実認定及び判決を行うのが裁判官だとすれば、当事者及び裁判官による審理手続を、裁判官からも独立した立場で公証する裁判所書記官には第四者性が認められると考えた。

裁判所書記官は、公証官として、建前上は裁判官からも相対的に独立した地位を与えられているが、長年にわたる裁判官と裁判所書記官の身分上の格差が両者の関係を主従的なものへと形成してきたといわれている⁵¹。しかし、裁判所書記官の第四者性を貫徹しようとするならば、裁判所書記官が「公証官」としての職務を行う場面においては、裁判官と裁判所書記官の主従の関係性は断ち切らなければならない。以下では、公証官としての役割に関連する事項として、公開手続と非公開手続における裁判所書記官の役割の相違及び裁判所書記官の第四者性について詳しく論じることとしたい。

まず、公開手続と非公開手続における裁判所書記官の役割の相違について述べる。

民事訴訟手続においては、公開手続である口頭弁論期日のほか、非公開手続である弁論準備手続

期日、和解期日等がある。

憲法82条1項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と定め、裁判の公開を命じている⁵²。したがって、民事訴訟手続における口頭弁論期日は公開の法廷で行われ、一般公衆が自由に傍聴することができる⁵³。裁判の公開が要請される根拠は、「裁判の公正の確保のためと一般的にいわれるが、より細かく直接裁判にかかわる者それぞれの見地からみると次のようになる。まず裁判官は公衆の環視と注目の下におかれるので、不当な、あるいは怠惰な行動が困難となる。訴訟当事者は、密室の中では制約されゆがめられるおそれのある攻撃・防御方法をその懸念なしに展開する可能性、つまり豊かで公平な弁論の機会が保障される。…そして結果的に裁判の充実がもたらされ、密室の中で行われた裁判よりも、公開裁判を経て行われた裁判の方が人々からはるかに多くの信頼を獲得することができるのである。」と説明されている⁵⁴。他方、弁論準備手続期日や和解期日は非公開の期日⁵⁵であることから、裁判官及び当事者のみの密室で手続が行われている⁵⁶。したがって、口頭弁論期日は常に一般公衆の目に晒されており、ある意味、裁判官には適正・公正な裁判を行おうとする意識が促されるといえるだろう。他方、非公開の手続においては、そうした意識が低下するおそれがあるということになる。このことから、筆者は、公開手続と非公開手続では、裁判所書記官の公証官としての役割に多少の違いが生じるのではないかと考えている。具体的には、裁判所書記官は、非公開手続においては、より慎重に当該手続が適正・公正に行われているかどうかをチェックし、手続の経過を調書化する責務を負っているのではないかとということである。この点は、以下で述べる裁判所書記官の第四者性とも関連するものである。また、一般論として、口頭弁論、とりわけ最初にすべき口頭弁論の期日調書の記載事項は、ある程度定型的である一方、弁論準備手続期日など争点整理手続では、主張や争点の整理が行われることから、期日調書の記載事項は複雑化することが多いということを付言し

ておきたい⁵⁷。

次に、裁判所書記官の第四者性について述べる。

裁判官と裁判所書記官との関係性については、従来、裁判所書記官は裁判官を補助する地位にあり、それはあたかも上司と部下のような主従関係を連想させるものであって、実務の現場においても、そのような関係が定着しているようにも思われる。しかし、裁判所書記官は、民事訴訟手続において、当事者である原告及び被告並びに判断者である裁判官が行う訴訟手続が適正・公正に行われているかどうか、常に独立した立場から目を光らせていなければならない（裁判所書記官の第四者性）。

他方、民事訴訟手続は裁判所が主宰するものであるから、裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従うとされている（裁所60条4項）。しかし、裁判官は判断者であり、自らがその手続について適法性等を公証することは許されない⁵⁸。そして、すでに述べたとおり、口頭弁論等の調書については、裁判所書記官は、その作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる（同条5項）。すなわち、裁判所書記官は、少なくとも「公証官」としての職務を遂行する場面においては、裁判官からは独立した官職として、自らに与えられた責務を全うすべき立場にあるものであって、常に民事訴訟手続について熟知し、必要に応じてその意見を裁判官に述べるべきではない。

裁判所法60条5項が裁判所書記官に公証官として一定の独立性を認めたのは、裁判手続の適正を担保するため、裁判所書記官に、裁判官をある意味けん制するという役割を期待してのことであると考えられる。そうすると、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の最大の役割は、「（裁判官からも当事者からも独立した）第四者」として裁判所、原告、被告によって進められてゆく訴訟手続が適正かつ公正に行われているかどうかを絶えずチェックし、その結果を正しく公証することなのである。

(4) 裁判所書記官に対する指導及び監督

新官職が創設された場合、裁判所書記官は次項記載の職務を担うことが想定されるが、新官職は、これら裁判所書記官が担う職務についての指導及び監督を行う。

また、将来的に新官職への登用を目指す裁判所書記官に対しては、その育成を図る目的で、適宜、新官職が行う職務を体験させるなどのOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を行うことも考えられる。

2 裁判所書記官の職務内容について

裁判所書記官は、新官職が担う前項(1)ないし(4)の職務以外の職務、すなわち、形式的訴状審査、期日調整、期日変更申立にかかる手続、当事者に対する呼出手続、送達手続全般、書面等の送付手続、決定等の告知、各種嘱託手続等を担うこととなる。

なお、被告から答弁書の提出や裁判所への連絡等がなく欠席が予想される事案、すなわち第1回口頭弁論期日で結審が見込まれるような事案や、答弁書において被告が請求原因事実を認めて和解による解決を希望しているような事案、すなわち早期に和解で終了する見込みの事案については、口頭弁論期日の立会や口頭弁論調書、調書判決、和解調書の作成を裁判所書記官に行わせるのが相当と考える。これに加えて、民事訴訟手続のIT化に伴い必要となる、紙媒体で提出された書面の電子化等の作業も裁判所書記官の職務に含まれる。

ちなみに、簡易裁判所における民事訴訟事件については、定型的事案が多く、争点整理手続に進むものは少ない。また、争点が複雑で簡易裁判所での審理が相当ではないと判断された事案については、裁量移送（民訴18条）により地方裁判所での審理がされることから、簡易裁判所の民事訴訟事件については、新官職が関与する必要性は乏しいであろう。したがって、簡易裁判所における民事訴訟手続については、引き続き裁判所書記官が担当するのが相当と考える。

なお、本稿では、高等裁判所で民事訴訟を担当する裁判所書記官や、家庭裁判所で人事訴訟を担

当する裁判所書記官について、その職務内容の整理や新たな官職の必要性などを検討することはできなかった。これらの点については今後の検討課題としたい。

第3節 民事立会部における人的体制のイメージ

本節では、新官職が創設された場合における民事立会部の人的体制について論じる。

もっとも、裁判所ごと、あるいは各部・係ごとに、事件数や事件の性質、裁判官及び裁判所書記官の配置人数が異なるため、一律に汎用的な人的体制モデルを提示することは困難である。

したがって、以下では、一定の規模を有する地方裁判所の民事部を一例として、人員体制のイメージを述べることにしたい。

1 現状

(1) 裁判官 4 名

内訳は、部総括判事（合議体裁判長）、右陪席裁判官が2名、左陪席裁判官が1名の合計4名である。

単独体は3係あり、それぞれ未済件数は100～150件程度である。

合議体の主任裁判官は左陪席裁判官が担当し、未済件数は100件程度と想定している。

(2) 主任書記官（管理職） 2 名

1名は部内の庶務事務及び合議事件の一部を担当しており、もう1名は合議事件を中心に事件処理を担当している。両名とも、部下職員に対する指導・監督及び人事管理業務を併せて担当している。

(3) 裁判所書記官 6 名

単独体が3係あるところ、それぞれ2名ずつ配置されている。

(4) 裁判所事務官 1 名

庶務的な作業や裁判所書記官の補助事務（送達の準備等）、開廷票の準備や部屋割り等を担当している。もっとも、裁判所書記官8名（主任書記官2名と裁判所書記官6名）に対して裁判所事務官が1名しか配置されていないため、裁判所書記官全員分の補助事務を担うには限界がある⁵⁹。

このような体制の民事立会部について、新官職創設後は以下のような構成が考えられる。

2 新官職創設後

(1) 裁判官 4 名

部総括判事（合議体裁判長）、右陪席裁判官2名、左陪席裁判官1名の合計4名の構成に変更なし。

(2) 主任書記官 1 名

主任書記官は、原則として担当事件を持たない。部下職員に対する指導・監督及び人事管理業務並びに部内の庶務的事務を担う。

(3) 新官職 4 名

裁判官1名に対して新官職1名を配置し、1対1のチーム体制とする。

新官職の職務遂行には、裁判官との密接な連携や信頼関係の構築が不可欠であるため、この体制が理想と考える。

近年、合議事件には複雑困難な事案も多いことから、合議事件の主任を務める左陪席裁判官にも専属の新官職を配置するのが相当である。加えて、筆者の経験上、複数の裁判所書記官が合議事件を分担している場合、左陪席裁判官が業務を遂行しにくいのではないかと思うことがたびたびあった。例えば、裁判所書記官ごとに事務処理の方法やスタイルが異なること、事件ごとに担当者が異なるため、事案についての協議や連絡をまとめることができないこと等がその理由である。このような実務上の不都合を回避するために、左陪席裁判官にも専属の新官職を置くことが望ましい。

(4) 裁判所書記官 3～4 名

裁判所書記官は新官職の補助者という位置付けとなるため、新官職1名に対して裁判所書記官1名を配置するのが理想的である。もっとも、予算等の関係上、そこまでの人員を配置することが難しい場合には、裁判所書記官については係を固定せず、状況に応じて柔軟に業務分担を行う体制とすることが考えられる。

(5) 裁判所事務官について

新官職の補助者として裁判所書記官が配置されるため、民事立会部への裁判所事務官の配置は不

要と考える。

3 補足説明

新官職が担当するのは、主に争点整理手続に進むような事案であるが、その件数には係ごとにばらつきがある。また、合議相当の事案は近年増加傾向にある⁶⁰。これらの事情を踏まえると、新官職が担当する事件数に偏りが生じる可能性があり、その際には、係の垣根を越えて事件を再分配する、管理職である主任書記官がフォローするなどの柔軟な対応が求められる。

事件処理の流れとしては、原則として新官職が事案の内容等を確認した上で、自ら処理すべき事案か、あるいは裁判所書記官に処理を委ねるのが適当かを判断することになるだろう。例えば、新件が配てられた場合には、新官職が訴状にざっと目を通し、詳しい訴状審査を自ら行うべきか否かを判断する。また、形式的な審査は裁判所書記官に委ね、実質的な審査や調査が必要な事案は新官職が対応するというような体制も考えられる。当事者から提出された準備書面や書証等についても、原則として新官職がすべてに目を通し、その後の送達や送付等の事務処理は必要に応じて裁判所書記官に委ねることになるだろう。

また、前述のとおり、争点整理手続に進みそうな事案については新官職が対応し、単純な建物明渡請求事件、貸金請求事件などの早期に結審しそうな事案や第一回目の口頭弁論期日で和解が調いそうな事案については、裁判所書記官に口頭弁論期日の立会や調書判決の作成、和解調書の作成を任せるのが相当である。なお、訴訟代理人弁護士や当事者に対する連絡は、原則として新官職が窓口となることが想定されるが、上記のような事案であって、裁判所書記官が担当することとなった事案については、連絡窓口についても裁判所書記官が引き継ぐという方法も考えられる。

第4節 小括

本章では、新官職が担うべき職務の内容、新官職と裁判所書記官との職務分担及び民事立会部における人的体制のイメージについて論じた。

新官職は、主として①コートマネージャーとしての職務、②補佐官としての職務、③公証官としての職務を担うものであり、裁判所書記官はその補助者として、新官職でなくとも遂行可能な職務を分担するのが合理的である。

民事立会部における人的体制については、裁判所によって事件数や扱う事件の性質等が異なることから、汎用的なモデルの提示は困難であるが、基本的には裁判官1名につき新官職1名を配置し、裁判官と新官職が一体となってチームとして機能する体制を想定している。加えて、新官職が上記の基幹的な職務に専念できるよう、必要な数の裁判所書記官を適切に配置することが望まれる。

なお、主任書記官と新官職の位置付けについて補足すると、新官職は、あくまで民事訴訟手続における実務の専門職として位置付けられるものであり、管理職（主任書記官）とは明確に区別されるものと想定している。

第5章 結語

民事訴訟手続のIT化が完全に実現した場合、裁判所書記官の職務は大幅に合理化・省力化されることが予想される。しかしながら、裁判所書記官の人員数がこれまでの半数で足りるかといえば、そうはならないだろう。そもそも、裁判所書記官には、その官職が創設された当初から、民事裁判の質の向上及び適正かつ迅速な裁判の実現に資するための役割が期待され、与えられてきた。これからの民事訴訟手続においては、この役割を担っていく官職が必要である。

裁判所書記官は、民事訴訟手続を下支えする裁判所の基幹的官職であり、彼らなしに訴訟手続を進行させることは実質的に不可能である。もっとも、単に事件を処理することができれば足りるというものではない。裁判所書記官は、民事訴訟手続における「第四者」として、裁判手続が適正かつ公正に実施されたことを公証するという、代替のきかない役割をも担っている。そして、裁判所書記官が審理手続に実質的に関与していかなけれ

ば、これ以上の裁判の質の向上や適正かつ迅速な裁判の実現を望むことは困難であろう。

本稿では、IT化によって生じる余力を活用し、これまで十分に遂行されてこなかった職務に注力するための方策として、新たな官職の創設を提案した。裁判所書記官の能力及び職務遂行の質や精度が一様ではないという現状並びに裁判所書記官制度の歴史的背景を踏まえると、専門職としての新官職の創設は極めて合理的であると考ええる。

民事訴訟手続のIT化を契機として、裁判所書記官あるいは新官職に求められる役割、すなわちコートマネージャーとしての職務、補佐官としての職務、公証官としての職務が的確に果たされるよう、制度の根本的な再構築が求められる。

おわりに、一点付け加えたいことがある。それは、裁判所書記官あるいは新官職が、所定の役割を果たすとともに、裁判官の「相談役」として機能することが期待されるという点である。裁判所書記官を裁判官の相談役、あるいはパートナーとして位置付けることに、法令上の根拠があるわけではない。しかし、現に一部の有能な裁判所書記官がその役割を果たしており、裁判官自身もそれを認めている。例えば、元東京地裁判事の塚原朋一氏は、次のように述べている⁶¹。

「単独裁判官は、その部の雰囲気にもよるが、多かれ少なかれ孤独だ。その事件の内容を知っているのは自分だけだし、結論を下すのも自分だけだ。いや、ちょっと待ってほしい、その事件の内容を裁判官と同じように理解しているもう一人の法律専門家がいる、そう担当書記官だ。」「裁判官の独立というのは、どういう意味か勉強したことがないのでわからないし、理論的に難しいことがあるかもしれないが、裁判官が当該事件の判決について自己の意見を決定するのに、だれの意見を聴くかについて制限はないだろう。…最終的に自己の良心に従って決めればよい。裁判官にとって最も身近な友達は書記官だ。それは、家庭裁判所の裁判官と調査官との関係、最高裁判所の判事と調査官との関係に類似する。」

裁判官の職責は極めて重く、特に判断に苦慮す

るような事案においては、精神的にも大きな負担がかかる。そうしたときに、常に近くで職務にあたっている裁判所書記官に助言や意見を求めたくなるのは、ある意味で自然なことといえよう。もちろん、裁判所書記官の言動や職務遂行が裁判官の判断に影響を及ぼすことについて、慎重な意見が存在することは否定できない⁶²。しかし、裁判官が心証を形成していく過程において、裁判所書記官が「相談役」として機能することは、裁判官の大きな支えとなり、ひいては適正な裁判の実現に寄与するものと考えられる⁶³。ただし、ここで忘れてはならないのは、裁判官のパートナーとしての裁判所書記官の意義は、決して雑務処理や秘書的業務を担うことにあるのではないという点である。言葉を選ばずに言えば、裁判所書記官は裁判官の雑用係ではない。裁判所書記官は、裁判の質の向上及び適正・迅速な民事裁判の実現に資する存在として、正当に評価されるべきである。そのためには、優秀な裁判所書記官が、その能力を十分に発揮できるような職務環境の整備、制度の再構築が不可欠であり、その実現を心から願うものである。

¹ 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会第8回会議（令和4年8月5日開催）において、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられた。また、令和5年12月18日、捜査や裁判などの刑事手続をIT化する法改正に向け、国の法制審議会の部会が要綱案をまとめた。民事訴訟法については令和4年法律第48号による改正である。

² 裁判所には裁判を担当する部署として「民事部」と「刑事部」があるが、民事部のうち訴訟手続を担当する部署は「民事立会部」と呼ばれている。

³ 裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅰ（五訂版）』（司法協会、2016年）7頁。

- ⁴ 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）281頁。
- ⁵ 最高裁判所事務総局総務局編『裁判所法逐条解説 中巻』（法曹会、1969年）279－280頁。
- ⁶ 事件記録の保管については、平成7年3月24日付け最高裁総三14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」において定められている。
- ⁷ 秋山幹男＝伊藤眞＝垣内秀介＝加藤新太郎＝高田裕成＝福田剛久＝山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕』（2018年、日本評論社）410頁。
- ⁸ 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）225頁。
- ⁹ 裁判所書記官が他の業務（窓口対応、電話対応、訴状審査、送達事務、調書作成、判決点検等）を遂行する時間を確保するため、争点整理手続の期日については、主に裁判官の判断により、裁判所書記官が立ち会う期日と立ち会わない期日とを選別している（この運用は「選別立会」と呼ばれている。）。ただし、裁判所書記官が立ち会うかどうかは、庁によっても対応が分かれており、また、裁判官の方針等により個別の取扱いが許容されているという状況のようである。
- ¹⁰ 判決正本のほか、訴え変更の申立書（民訴143条3項参照）や補助参加申出書（民訴規則20条1項参照）は当事者への送達を要する書面であることから、裁判所書記官が送達手続を行う必要がある。また、準備書面や書証についても、受領書の提出が見込まれない場合（本人訴訟の場合等）には、特別送達の実施が必要になることがある。
- ¹¹ 文書送付嘱託における基本的な手続の流れは、①申立に対する反対当事者の意見聴取、②申立に対する裁判所の採否決定、③当事者に対する裁判の告知、④嘱託書の作成及び送付手続、⑤回答文書の受理及び記録化、⑥文書が到着した旨の当事者への連絡、⑦当事者からの閲覧・謄写申請への対応等となる。
- ¹² 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）67－68頁。
- ¹³ 書記官未来研究会「新民事訴訟法施行記念懸賞論文 調査官としての書記官—コートマネージャーの発展—」Court Clerk183号（2000年）12－13頁参照。
- ¹⁴ 最高裁判所事務総局総務局編・前掲（注5）282－283頁。
- ¹⁵ 法曹会職員録によれば、平成10年8月1日時点で裁判所調査官が配置されていた裁判所は、最高裁、東京高裁、東京地裁、大阪高裁、大阪地裁のわずか5庁にすぎないということである（書記官未来研究会・前掲（注13）21頁）。
- ¹⁶ 最高裁判所事務総局総務局編・前掲（注5）293頁。
- ¹⁷ 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）7頁。
- ¹⁸ 最高裁判所事務総局総務局編・前掲（注5）294－296頁。
- ¹⁹ システム上での呼出しの手続は、おそらく、システム送達の届出にかかる電子メールアドレスに宛てて、期日呼出状等を送信する方法となることが想定される。
- ²⁰ 阿多博文「〈特集1 民事訴訟法等の一部を改正する法律〉民事裁判手続のデジタル化（IT化）—②ウェブ会議等」法律のひろば75巻9号（2022年）18頁。
- ²¹ 平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
- ²² 訴訟事件記録が電子化された場合には、裁判所書記官の異動時等を実施している訴訟事件記録の対照調査についても大幅な省力化が見込めることとなる。
- ²³ 控訴記録を高等裁判所に送付する際には「事件記録送付簿」という帳簿を用いて行う。実際には、民事立会部の裁判所書記官ではなく「民事訟廷」という部署の「記録係」に配属された裁判所書記官あるいは裁判所事務官が控訴記録の送付事務を行っている。民事立会部の裁判所書記官の職務としては、控訴記録を整理し、必要な決裁を得た上で記録係に控訴記録を引き継ぐところまでとなる。
- ²⁴ 変更された期日について、裁判所の決裁（これ

も事件管理システム上で行われる)が完了したときは、これに連動して、自動的に告知、呼出しが行われるというイメージである。

²⁵ 現在では、多くの医療機関において電子カルテシステムが導入されていることから、オンライン上でのデータのやりとりが可能になるのではないかと考えている。ただし、医療記録は非常にデリケートな個人情報であることから、情報漏洩防止等のリスク管理が重要である。

²⁶ 園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』(弘文堂、2009年)70頁。

²⁷ 園尾・前掲(注26)75頁。

²⁸ 園尾・前掲(注26)61頁、80頁。

²⁹ 河副弘「裁判所書記官制度の現状」裁判所書記官研修所「書研20年の歩み」編集委員会編『裁判所書記官研修所20年の歩み』(法曹会、1970年)163頁。

³⁰ 白石悦穂「裁判事務と書記官の役割」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座1』(日本評論社、1981年)216頁。

³¹ 最高裁判所事務総局編『改訂裁判所書記官の執務組織について』(法曹会、1973年)12頁。なお、下線は筆者による。

³² 白石・前掲(注30)217-218頁。なお、下線は筆者による。

³³ 白石・前掲(注30)218-219頁。

³⁴ 佐々木史朗「講演・書記官制度の回顧と展望」Court Clerk137号(1988年)5頁。

³⁵ 当時の最高裁事務総長は、この特別研修による書記官任用に関し、昭和34年5月26日、同月27日に行われた高裁長官、地家裁所長中央会同において「書研養成部の研修については、経費施設等の面から収容人員に制約があるため十分な人員の研修ができない。そのため代行書記官制度により書記官補を書記官事務に従事させて来た。これら代行書記官補の中には、実務に十分な熱意を有し多年の経験により、実務の習熟についてもほぼ欠けるところがないのに書研における養成の機会に恵まれない者が極めて多数にのぼっている。そのうち10年以上書記官補の職

に在る者から勤務成績優秀な者を選びこれに比較的短期間の研修を実施するならば、書記官としてほぼ十分な教養識見と実務能力とを習熟させることができるものと存ずる。」と説明している(橋村春海「裁判所書記官制度のあゆみ」裁判所書記官研修所「書研20年の歩み」編集委員会編・前掲(注29)200頁。)

³⁶ 佐々木・前掲(注34)6頁。

³⁷ 佐々木・前掲(注34)6-7頁。

³⁸ 本稿17頁、当時の山口好一法務政務次官の改正法案提出理由説明参照。

³⁹ この「事件の処理に関し必要な連絡準備その他の補佐的職務」とは、いわゆる訴訟進行管理と調査補助事務のことであると解される。本答申が出された直後に、事前準備に関する刑事訴訟規則(第178条の14「裁判所は、裁判所書記官に命じて、検察官又は弁護人に訴訟の準備の進行に関し問い合わせ又はその準備を促す処置をとらせることができる。」)が新設されているが、これは訴訟進行管理事務を規則で規定したものと理解すべきであるとされている(佐々木・前掲(注34)7頁。)

⁴⁰ 佐々木・前掲(注34)9頁。

⁴¹ 平成29年7月19日最高裁判所規則第2号において裁判所書記官制度調査委員会規則が廃止されたことにより、現在、同委員会は存在しない。

⁴² 杜下弘記＝堀田秀一＝遠藤康浩＝吉田波佳＝久津呂亮太「日書協東京地裁民事支部 講演会裁判所書記官の裁判官との協働(これまでとこれから)～本格的なデジタル化を間近に控えて～」会報書記官76号(2022年)37頁。

⁴³ 加藤新太郎「裁判所書記官役割論の形成—裁判所書記官と裁判官の協働のあり方—」判タ1097号(2002年)14-15頁。

⁴⁴ 本稿6頁でも述べたとおり、現在、多くの庁において「選別立会」(期日の内容や裁判所書記官の繁忙状況等に応じて、裁判所書記官が立会を行うかどうかを選別する運用)が行われている。

⁴⁵ 八田卯一郎「裁判所書記官制度と裁判所書記官

研修所の使命」裁判所書記官研修所「書研20年の歩み」編集委員会編・前掲（注29）20－27頁。

⁴⁶ 現在は最高裁判所による速記官の養成は行われていないが、裁判所書記官研修所において速記官の養成が行われていた時代には、速記制度が確立されれば、五月雨式証拠調べによって裁判所書記官が苦しめられてきた尋問調書の作成から裁判所書記官が開放されることが期待されていた。

⁴⁷ ところで、五月雨式証拠調べの時代には、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官の仕事の大部分は尋問調書の作成であった。そして、質の高い尋問調書を作成するためには、当該事案の内容や争点を十分に把握しておく必要があったことから、当時の裁判所書記官は訴状審査も熱心に行っており、そのことは最終的には判決点検の場面においても活かされていたという（杜下＝堀田＝遠藤＝吉田＝久津呂・前掲（注42）29頁）。つまり、要領調書を作成していた時代のほうが、裁判所書記官は事案をよく把握し、充実した訴状審査や判決点検ができていた可能性がある。要領調書を作らなくてもよくなったことで、裁判所書記官は事案を把握できていなくても事件を回すことができるようになり、その結果、訴状審査や判決点検には力を入れなくなってしまうと考えることもできそうである。

⁴⁸ ただし、新官職は裁判所書記官の上位職となる以上、給与等の待遇面も裁判所書記官よりも優遇されることになるため、予算との関係上、同数の人員が確保できるのかという問題が生じる可能性はある。

⁴⁹ 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）4－5頁。

⁵⁰ 裁判所職員総合研修所監修・前掲（注3）5頁。

⁵¹ 中村満「裁判所書記官—その制度は転換期にある」法学セミナー43号（1959年）63頁。ここでは、さらに「『裁判所では裁判官以外は人間ではない。』といった慣用語さえ生まれ、書記官は裁判官の手足ないし秘書としての役割を果たさせられてきた」と述べられている。

⁵² この公開主義の違反は、絶対的上告理由となる（民訴312条2項5号）。

⁵³ 例外については憲法82条2項本文参照。

⁵⁴ 渋谷秀樹『憲法（第2版）』（有斐閣、2013年）677頁。

⁵⁵ 「対審」とは民事事件における口頭弁論、刑事事件における公判手続を指すと解されており（松井茂記『日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2022年）227頁）、民事訴訟手続における弁論準備手続期日や和解期日は含まれない。

⁵⁶ ただし、弁論準備手続期日については、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができ、当事者が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならないとされている（民訴169条2項）。

⁵⁷ もっとも、本人訴訟において、当事者本人が相手方の請求や主張に対する認否、反論等を口頭で行うようなケースでは、第1回口頭弁論調書の記載事項が複雑になることはあり得る。

⁵⁸ 夏井高人「21世紀の裁判所と書記官」Court Clerk171号（1997年）22頁参照。

⁵⁹ 札幌地裁の場合であるが、民事立会部には裁判所事務官は1名しか配置されておらず、民事訴訟手続を担当する裁判所書記官には十分な補助者が用意されていない状況である。他方、破産・再生係や債権執行係には複数名の裁判所事務官が配置されており、裁判所書記官の補助事務を行っている。

⁶⁰ 裁判所内部で合議事件への移行を積極的に進める動きがあることや、複雑困難な事案が増加していることなどが、その理由と考えられる。

⁶¹ 塚原朋一「シリーズ・マイコート 民事裁判の運営、私の場合 書記官と苦楽をともにして」Court Clerk175号（1998年）54－56頁。

⁶² 濱田陽子「判決手続における裁判所書記官の役割」帝塚山法学第13号（2006年）1頁参照。

⁶³ 白石・前掲（注30）223頁では「書記官が特に第一審単独裁判官のよき助手、よき補助官として、その活躍の場を拡げ、適正迅速な裁判の実

現に貢献することが期待される。」と述べられている。

(いたくら ちはる 北海道大学大学院法学研究
科修士課程修了)